

2013年度 博士学位請求論文

アムステルダム銀行の決済システム

——17・18世紀における「バンク・マネー」の意義——

名古屋大学大学院経済学研究科

指導教員 金井 雄一 教授

氏 名 橋本 理博

目次

はじめに.....	1
問題の所在.....	1
先行研究の整理.....	2
本研究の独自性と意義.....	4
第1章 振替銀行制度と「イマジナリー・マネー」.....	8
第1節 アムステルダム銀行設立の経緯とオランダの貨幣制度.....	8
第2節 決済システムおよび預金システムの構造.....	12
第3節 「イマジナリー・マネー」としてのバンク・マネー.....	16
第2章 多角的決済システムにおけるアムステルダム銀行の位置.....	22
第1節 17世紀中葉以降における貿易決済システムの変容.....	22
第2節 アムステルダム銀行における決済総額推計（1721年）.....	26
第3節 決済機能と貴金属取扱機能の比重.....	30
第3章 アムステルダム銀行におけるマーチャント・バンカーの決済内容.....	36
第1節 マーチャント・バンカーの台頭.....	36
第2節 ホープ商会の決済内容（1763年）.....	40
第3節 アムステルダム市場における振替銀行の位置.....	44
おわりに.....	47
参考文献.....	51

はじめに

第1節 問題の所在

「決済」とは貨幣を受け渡すことによって債権債務関係を解消する行為である。例えば、需要者がモノやサービスの購入と引き換えに供給者に即座に貨幣を渡すのであれば、決済はその場で完了する。需要者がモノやサービスの受取時ではなく一定の時間が経った後に貨幣を供給者に渡すのであれば、その間供給者は需要者に対して信用を供与していることになる。原則として、債務者が一定期間後おける支払を約束するために発行するのが約束手形、その支払を第三者に指示するものが為替手形である。それぞれ債権債務関係の中から発生してくるものであり、貨幣が引き渡されることによって手形は決済される。「決済」は「貨幣」や「信用」と密接に結びついた概念であると言えよう。

そのように考えれば、決済時に引き渡される「貨幣」がコインや銀行券である必要はない。むしろ小切手や手形が発達した社会ではコインや銀行券で決済されるのは小口取引が中心であり、殆どの大口取引では銀行口座間で預金振替によって決済が完了する。その場合、現金の移動は一切伴わず預金は「貨幣」として機能していることになる。

預金の振替によって決済が遂行されるという構造は国内決済に限ったことではなく、国際決済においても同様である。19世紀、イギリスの通貨ポンドを中心とする国際決済体制はロンドンの銀行に保有される残高間——「ロンドン・バランス」と呼ばれる——の相殺によっておこなわれ、金本位制下であっても実際に金による決済が必要であったわけではなかった¹⁾。また20世紀におけるアメリカの通貨ドルを中心とする国際決済体制についてもニューヨークに保有されるドル残高によって決済がなされるのである²⁾。

かつて、貨幣とは金貨や銀貨に代表される金属であると考えられ、銀行券や預金は金属を代替するものにすぎない存在と捉えられてきた。ところが、兌換停止がされても銀行券は流通し続けており、また1971年のニクソン・ショック以降数10年におよぶドルの国際通貨としての姿を見れば、ドルは金為替であるがゆえ国際通貨としての役割を果たしたとの認識が誤りであったことは明らかである。

伝統的な理解に立つと極めて意外なことように見えるが、17・18世紀においても国際的決済は現金の移動を伴うことなく、預金勘定を通じた振替で完了する仕組みが一部で実現していた。それも、そうした決済は当時の金融センターにおける単一機関に設けられた預金口座を通じておこなわれていたのである。その機関というのが、本稿が検討対象とする

オランダのアムステルダム銀行（Amsterdamse wisselbank）である。従来、金融制度の史的展開で重要視されたのは発券や割引の発達であり、中世の振替銀行をモデルとして設立され信用供与を積極的におこなわなかったアムステルダム銀行は研究史上長らく重要視されてこなかった。「貨幣」とは債権債務関係の中から生成してくるものであり、「決済」と密接に結びつくものであることが看過されてきたためであると言えよう。

アムステルダム銀行の預金通貨は「バンク・マネー」と呼ばれる。本研究の課題は、アムステルダム銀行の決済システムを、この「バンク・マネー」の意義を踏まえつつ再検討することである。17世紀中葉から18世紀を通じて、バンク・マネーはオランダが直接関与しない第3国間貿易の決済に用いられる「貨幣」であった。しかも、このバンク・マネーは一定量の金属とは結びつかない帳簿上のみ存在する観念的な「貨幣」であったのである。ではなぜこのような課題を設定するに至ったのか、研究史を振り返ろう。

第2節 先行研究の整理

中世北イタリアの公立預金振替銀行を範として設立され、発券や割引をおこなわなかったアムステルダム銀行が旧態依然とした「中世的」「前期的」な機関であったとの理解は、洋の東西を問わず根付いた伝統的な認識であったと言えよう。なぜなら、伝統的理解では割引業務や発券業務が「近代的」金融制度の指標と考えられていたからである。ではどうしてそのような認識が抱かれたのであろうか。問題は、信用が授与される方向にある。

日本の研究史においても、「近代的信用制度」確立の指標として重要視されてきたのは掛売掛買に基づく手形の発行を基礎とする商業信用の展開であった³⁾。掛売掛買によって手形が振り出される場合、信用は売り手（生産者）から買い手（商人層）に対して供与されることになる。これによって、生産者は商人層から金融的に独立することが可能になると考えられた。この商業信用の限界を克服するのが銀行信用、すなわち手形割引そして銀行券による貸付である。このような金融制度が発展した典型と考えられたのが、18世紀のイギリスである⁴⁾。これに対して商人層から生産者に対する信用供与である「前貸」は、生産者を商人に対して従属的な立場に立たせるため「前期的」な金融業であると考えられた。商人間の信用供与である国際金融についても同様である。

それゆえ、主だった国内産業の発達が見られず17世紀は国際貿易に立脚する経済構造にあったオランダ、特にその中心都市アムステルダムを支えた国際金融業は「近代的」制度の発達とは対立的に捉えられていた。特にアムステルダム銀行は、中世の南ヨーロッパを

中心に展開した振替銀行をモデルとして設立されていること、決済の内容も「外国」為替が中心であったこと、商業手形の割引および銀行券発行が業務に含まれていなかったことから「古い金融業務」と見られていたのである⁵⁾。

信用の拡大を可能にする技術の発達こそが金融制度近代化のプロセスであるとの認識は、アムステルダム金融市場における振替銀行の位置付けをも規定する。van der Wee (1977) は、18 世紀アムステルダム金融市場の「近代的」発展——すなわち発券や割引、貿易金融業務の展開——を担ったのは私営金融業者であり、振替銀行はこの発展に貢献するものではないとしている。しかも、18 世紀以降アムステルダムにおける振替銀行の重要性は決済業務にはなく貴金属取引であったというのである⁶⁾。

以上のような伝統的理解では、アムステルダム銀行の信用機能欠如を強調していると言える。また、国内生産に基づくイギリス経済と国際商業に立脚するオランダとを対比的に捉える一国史のおよび比較史的視点を中心に検討されてきた。国際金融よりも国内金融の展開が、銀行の決済業務よりも与信業務が重要視されてきたのである。

発券や割引のもつ意義については否定すべくもないが、アムステルダム銀行が有していた決済機能の卓越性は過小評価すべきではないだろう。近年の研究潮流は、決済の視点からアムステルダムを再検討している。中央銀行は紆余曲折を経て生成してきたものであるが、巨額を扱う決済システムを運営したという意味でアムステルダム銀行は『『真の』中央銀行の起源』とも捉えられている⁷⁾。アムステルダム銀行では国際決済が預金の振替でおこなわれており、決済に用いられる通貨はヨーロッパの「共通通貨」の役割を果たしていたとの指摘もある。これらの見解は従来十分に検討されてこなかったアムステルダム銀行の性格に光を当てていると言えよう⁸⁾。

以上のような近年の研究潮流は、アムステルダム銀行による支払決済機能を重要視している。現代の中央銀行業の特徴は主として銀行券発行、通貨価値安定のためのマクロ金融政策、金融システムの安定性確保（「最後の貸し手」機能）、そして決済システム運営が挙げられるが、発券や割引に捉われない中央銀行像が模索されている。また一国史視点からではなくグローバルな視点から再検討されていると言えよう。

伝統的な理解からも近年の研究潮流からも本研究は多くの教示を得ているが、検討の不十分な点が残されていることを指摘せねばならない。それを明らかにすることから本稿の課題を浮かび上がらせよう。第 1 は、従来の研究においてはアムステルダム銀行の口座保有者の業務内容などの性格を踏まえた検討が不十分である、ということである。確かに近

年の研究では決済システム運営という側面からアムステルダム銀行の再検討がおこなわれており、国際的役割も強調されているが、問題はアムステルダムに為替手形が集約される構造はどのようなものであったか、ということである。決済に関して言えば、アムステルダム銀行は受動的な立場にある。このため、この銀行を利用する顧客——主に商人——の職種や活動範囲がこの銀行の決済面での役割を規定するはずである。しかし、これまでは十分な検討がおこなわれていないように思われる。アムステルダム銀行の意義は機関単体のみを凝視するのではなく、貿易決済システム総体における位置を踏まえて問う必要があるだろう。

第2は「バンク・マネー」の捉え方について更なる考察が必要である、ということである。近年の貨幣論においては、貨幣の本質を「抽象性」や「観念性」に求める主張がある。常識的には貨幣とは物々交換から生成したもので何かしらの価値物（商品）であると考えられており、そのような理解が金融制度の認識を規定してきたと言えよう。「貨幣」の生成は「商品」に先行するものであり、その本質は物質的というより観念的なものであるとの主張は、振替銀行制度の認識についても再検討を迫るものである⁹⁾。アムステルダム銀行の預金である「バンク・マネー」についてはこれまで多くの論者によって議論がなされてきたが、貨幣の「抽象性」の観点から取り組んだ研究は管見の限り少ない¹⁰⁾。アムステルダム銀行の意義は、「マネー」の性質をも踏まえて問う必要があると考えられる。

第3節 本研究の独自性と意義

これまで述べてきたように、伝統的な研究は信用機能を重視して、決済機能は関心を集めることは稀であった。国内生産者が商人層から金融的に独立することを可能にする国内商業信用の展開とその限界を打破する銀行信用の発達に金融制度の近代化と捉えられてきた。商人間の信用供与である国際金融業はこのような国内金融とは対立的に捉えられ、外国為替決済を遂行するアムステルダム銀行は「古い金融業務」と理解された。それどころか、18世紀に至ってその機能の重要性はもはや決済機能にすらなく貴金属取扱機能にあると見られていたのである。

本研究の独自性と意義は、第1に、アムステルダム銀行の決済機関としての重要性は先行研究で指摘されているのとは逆に18世紀以降に高まっていったということ、貿易決済構造の検討や銀行の史料の分析を通じて明らかにすることである。前節では本稿の課題の1つとしてアムステルダム銀行を口座保有者の業務の性格や銀行外部に展開する貿易決済構

造を踏まえて検討することを挙げた。アムステルダム銀行の主たる口座保有者は貿易金融を営むマーチャント・バンカーである。その貿易金融とは、為替手形の支払を保証する「引受 (accept-crediet, acceptance credit)」である。本稿では、この引受行為によってアムステルダムに手形が集約される構造を整理し、アムステルダム銀行の「振替台帳 (grootboek)」を用いて 18 世紀初頭における決済額や貴金属取引額を解明する。そこ明らかにされるのは、アムステルダム銀行は伝統的に考えられていたような 18 世紀以降は貴金属取引に機能の比重を置くのではなく決済機能に重要性をもつ機関であった、ということである。

第 2 は、その決済に用いられる預金「バンク・マネー」は国際通貨としての性格を備えていたことを示すことである。この点は先行研究でも述べられているところであるが、本研究の独自性は「イマジナリー・マネー (imaginary money)」の観点からアプローチすることにある。本稿では、「グルデン・バンコ (gulden banco, bank florin または bank guilder とも)」で表示されるアムステルダム銀行の預金「バンク・マネー」は金属から独立した観念的な価値尺度であり、小切手や為替手形など社会的な制度的装置を利用することで機能しうる「貨幣」であると規定する。アムステルダム銀行の預金は国際貿易の資金決済に用いられた。19 世紀のポンド、20 世紀のドルを中心とする国際決済体制とは制度上あるいは観念上異なる点が多くあるにせよ、「金属の移動を伴わずに債権と債務の振替で国際決済が完了する仕組み」は 17・18 世紀のアムステルダムで事実上実現していたと言えよう。

第 3 に、本稿は従来十分活用されてこなかったアムステルダム銀行の振替台帳を分析に用いているという点である。この台帳にはアムステルダム銀行における決済の記録がすべて記載されている基礎的史料であるにもかかわらず、これを利用したアムステルダム銀行の実態の解明は依然として進んでいない状況にある。本稿における検討は、一次史料に基づいてこの銀行における決済の実態の一端を提示するという意義も含んでいる。

本論文の構成は次の通りである。第 1 章では、17 世紀初頭から 1680 年代においてアムステルダム銀行の制度的骨格が形成される過程を概観することで「バンク・マネー」の性質を明らかにする。第 1 節では 17 世紀におけるアムステルダム銀行が設立の経緯とオランダの貨幣制度を確認することでこの銀行の基本的な性格を描写し、第 2 節ではアムステルダム銀行の振替業務および預金業務の仕組みについての検討をおこなう。それを踏まえて第 3 節では貨幣論で議論される「イマジナリー・マネー」との関連でバンク・マネーの性格を考察する。

第2章ではアムステルダム銀行が18世紀においても決済に機能的比重を置く機関であったことを明らかにする。この目的を果たすため、第1節では17世紀中葉以降における為替手形の性格の変容および引受金融の仕組みを整理することで、アムステルダム銀行の外部に展開した貿易決済システムの構造を把握する。次いで第2節では1721年におけるアムステルダム銀行の決済額をフロー・ベースで示し、そして第3節ではこの決済額と同年の貴金属取扱額と比較することを通じて規模の面から業務における両機能の比重を測る。

第3章では、18世紀中葉における口座保有者の取引傾向からアムステルダム銀行における決済の実態を解明する。具体例として18世紀アムステルダムにおける有力マーチャント・バンカーであったホープ商会 (Hope & Co.) を取り上げ、第1節で彼らの成長過程を概観する。そして、第2節ではホープ商会が振替銀行においてどの程度の金額をどの程度の頻度で、どのような相手と取引をしていたのかを検討する。そしてホープ商会の決済内容を踏まえて第3節ではアムステルダム市場における振替銀行の意義を考察する。終章にて結論と今後の課題および展望を示す。

注

- 1) 「国際通貨とはいっても、要するに国際的信用機構のなかで貨幣として機能するもの、つまりそれによって決済がおこなわれうるものである。特定通貨建預金勘定（第一次世界大戦前の国際金本位制＝『スターリング為替本位制』においてはポンド建のロンドン・バランス）という形態をとるが、要するに信用貨幣なのである」（金井 1989, 225 頁）。
- 2) 岩野（1984）を参照。「『預金通貨』は、システムあるいは『機構』としての近代的銀行制度の『結実』であり、『システム』としてはじめて『貨幣』と成ったものである」（岩野 1984, 99-100 頁）。
- 3) 大塚（1969a）, 373-9 頁。
- 4) 北村（1961）は、「近代的」制度成立の指標として、信用媒介から信用創造へ（銀行機能）、為替手形における裏書の導入（為替機能）、高利から銀行利子の成立（利子形態）を挙げる（155-6 頁）。渡辺（1964）は、割引によって低利を実現させたとしてイングランド銀行を「近代的」制度の起源と主張する。これに対して田中（1966）は「近代的」制度成立をみぬはずの17世紀オランダでも低利が実現されている点を指摘、アムステルダム銀行がこれに寄与している可能性を示唆した。田中説に対しては石坂（1971）、徳永（1976）が異論を唱えている。
- 5) 石坂（1971）, 73 頁, 175 頁。

- 6) van der Wee (1977) pp.346-7. 「なぜ 17 世紀初頭のアムステルダムは 16 世紀アントウェルペンで発達した——割引などの (引用者) ——近代的な金融技術に背を向けたのか」「なぜイタリアを起源とするより保守的な銀行制度を採用したのか」とも述べている。
- 7) Quinn and Roberds (2007 ; 2009)。決済機関としての役割を評価する研究としては中谷 (2006), 名城 (2006 ; 2011) がある。
- 8) Gillard (2004), p.377.
- 9) 例えば, Einaudi (1937 ; 1953), Cipolla (1963), Lane and Mueller (1985), Ingham (2004), Fantacci (2005) Wolters (2008) が挙げられる。
- 10) J.ステュアート『経済の原理』ではアムステルダム銀行のバンク・マネーが議論されている。ステュアートはバンク・マネーを金属とは結びつかない観念的な計算貨幣であることを指摘しているが, こうした視点は長らく忘れ去られてきた (J.ステュアート『経済の原理』, 訳者解説, 861 頁)。

第1章 振替銀行制度と「イマジナリー・マネー」

本章では設立から17世紀末葉までのアムステルダム銀行の制度的骨格が形成される過程を概観する。アムステルダム銀行はその設立から閉鎖まで終始一貫した制度であったわけではなかった。1680年代に完成をみるアムステルダム銀行の特徴は設立後約70年間をかけて紆余曲折を経ながら徐々に形成されていったものである。1680年代をアムステルダム銀行の制度的な区切りと捉える見解は従来においても一般的な理解である。しかし、多くはこの時期を境にこの銀行の機能が決済機能から貴金属取扱機能に比重を移していくと認識している¹⁾。しかし、実際はこれとは逆に、1680年代にかけて作り上げられたアムステルダム銀行の制度的特徴が18世紀における決済機関としての土台を形成していたのである。

特に本稿が着目するのは、9世紀～19世紀初頭におけるヨーロッパの貨幣制度が「リアル・マネー」と「イマジナリー・マネー」という概念的に異なる2つの「貨幣」が並存するものであったことである。「リアル・マネー」とは現実の支払に用いられる「触れることのできる」貨幣であり、多くの場合は金属貨幣である。人の手から手へと受け渡される「支払のための貨幣」であると言えよう。一方の「イマジナリー・マネー」は商品の価格や金属貨幣の価値を決定するのに用いられる「触れることのできない」貨幣であり、計算貨幣とも呼ばれる。これは金属貨幣の重量を表すのではなく、金属貨幣やその他商品に対して価格づけをおこなう際に用いられる「計算のための貨幣」である。

本章では、まずアムステルダム銀行設立背景となるオランダの貨幣制度を概観して、この銀行の制度的特徴を把握する。次いでアムステルダム銀行の決済システムおよび預金システムの構造を確認して、最後に振替銀行の預金「バンク・マネー」がイマジナリー・マネーであったことを示す。

第1節 アムステルダム銀行設立の経緯とオランダの貨幣制度

アムステルダムに振替銀行設立が必要とされた背景には、16世紀末葉から17世紀初頭にかけて商業都市へと発展したアムステルダムを悩ませた貨幣問題があった。問題の1つは、預金業務や為替業務をおこなう出納業者（kassier, cashier）の為替手形支払に関する問題である。当時のヨーロッパでは為替手形は貿易取引に用いられる支払手段であったが、出納業者はその業務の性質上金属貨幣を選別する能力を有していたため、手形を呈示する債権者の求める金属貨幣に対してその法定重量を満たさない軽量金属貨幣で支払をおこなっ

ていた。出納業者は退蔵した法定重量を満たす金属貨幣を造幣所に持ち込んで軽量版を製造し、再びそれを支払に充てることで利益をあげていた。その一方で債権者たちは出納業者のそうした行為に不満を募らせていた¹²⁾。

オランダにおける出納業者による貨幣選別行為は、金属貨幣の「条令価値」と「市場価値」が乖離する問題を惹起することになった。独立宣言後のオランダも他のヨーロッパ諸国と同様に概念的に異なる 2 つの「貨幣」が並存する貨幣制度であった。オランダではレイクスダールデル (rijksdaalder, rix dollar) やレーヴェンダールデル (leeuwendaalder, lion crown) 等の金属貨幣が製造されていたが、これらの価値は計算単位「グルデン (gulden, florin)」で表示され¹³⁾、鑄貨令 (munt ordinarie, mint-ordinance) と呼ばれる条令によって規定された (本稿では、この鑄貨令によって規定される価値を「条令価値」と呼ぶ)。一方、金属貨幣はその素材となる金属の価値も有する (本稿では金属貨幣が金属として評価される価値を「市場価値」と呼ぶ)。例えば、オランダではレイクスダールデルは 48 スタイフェルに設定されていたが、金属商品として取引をされる結果その市場価値は条令価値から乖離する傾向にあった。このような状況に対して、オランダ議会は変動する市場価値に条令価値を追従させるように、頻繁に鑄貨令を發布して条令価値の変更をおこなっていたのである (表 1-1)。

表 1-1 流通鑄貨における銀重量と計算貨幣価値

カルロス・グルデン銀貨 (22.97g)			レイクスダールデル銀貨 (29.28g)		
年	銀含有量 (g.)	計算貨幣価値 (stuiver)	年	銀含有量 (g.)	計算貨幣価値 (stuiver)
1544	19.06	20	1583	27.7	42
1577	19.06	28	1596	25.7	46
1579	19.06	28	1603	25.7	47
1581	19.06	30	1610	25.7	48
1586	19.06	33	1615	25.7	48
1594	19.06	34	1619	25.7	50
1595	19.06	33	1622	25.7	50
1606	19.06	35	1638	25.7	50
1608	19.06	35	1645	25.7	50

出所) Posthumus (1943), p. CXIIより作成。

金属貨幣の公定価値と市場価値が乖離する問題を引き起こす原因は、出納業者の貨幣選別行為の他に、南ネーデルラント製の金属貨幣のオランダへの流入や造幣所間の金属獲得競争があった¹⁴⁾。南ネーデルラントで製造されオランダに流入した主たる金属貨幣は「パタゴン (patagon)」と呼ばれる銀貨である。これはオランダの法定銀貨レイクスダールデルを模倣したものだが、含有銀量はレイクスダールデルより 4% 低くレイクスダールデルの価値を押し上げたのである。

1609 年 1 月 31 日にアムステルダム市によって振替銀行 (アムステルダム銀行) の設立が宣言されたのは、こうした貨幣問題に不満を抱く商人たちの要望に応えるためであった。振替銀行の設立と同時に出納業者のアムステルダムでの営業が禁止され¹⁵⁾、600 グルデン以上の価値の為替手形の支払は振替銀行を通じておこなうべきであることが条令で定められた (1643 年以降は 300 グルデン以上)。主要な業務内容は、預金を受け入れること、帳簿振替によって決済をおこなうこと、外国製金属貨幣や地金を両替することであった。振替銀行には公定レートを遵守し、顧客に対して法定重量を満たす法定金属貨幣で支払をすることが求められたのである。振替銀行での取扱を公式に認められた金属貨幣が「バンク・マネー (bank geld, bank money)」と呼ばれたが、後に述べるように振替による決済が一般化してくると、振替に用いられる預金も「バンク・マネー」と呼ばれるようになる。

振替銀行が設立されたことで、オランダには 2 つの計算貨幣が並存するという独特の貨幣制度が生み出されることになった。これは振替銀行設立後も継続したパタゴンの流入と、金属貨幣の条令価値と市場価値の乖離に対して市当局が鑄貨令の変更を繰り返す過程で生じたことである。1622 年、市当局によってパタゴンは法定貨幣として公認され、アムステルダム銀行に法定貨幣として受け入れられることになる。1640 年前後、オランダではレイクスダールデルやレーヴェンダールデルは一般流通から殆ど姿を消し、パタゴンや同じく南ネーデルラントのドゥカトン (ducaton) が流通で支配的になる。市当局はパタゴンの法定価値を——銀含有量が多いレイクスダールデルと同じ——50 スタイフェルに引き上げ、ドゥカトンを 63 スタイフェルのレートで公認した。このとき、振替銀行でのパタゴンの預金レートは 47 スタイフェルのままであった。つまり、同じ「パタゴン」という金属貨幣であっても、振替銀行での受入レートと流通におけるレートが異なるという事態が生じたのである。オランダの計算貨幣「グルデン」は銀行で用いられる「グルデン・バンコ」と流通における「グルデン・カレント (gulden courant, current florin)」と呼ばれ区別されるようになる。

「グルデン・バンコ」と「グルデン・カレント」の差は「アジオ (opgeld, agio)」を呼ばれる。例えばアジオが 5%であることは 105 グルデン・カレントの金属貨幣は振替銀行では 100 グルデン・バンコで評価されることを意味し、通常は 4~5%の範囲にあった。アジオはオランダに流出する金属貨幣の「調整弁」としての役割を果たしていたと指摘されている。アムステルダム市当局は振替銀行にコインが預金されているとき、さらにこの流入を弱めたければアジオを引き上げるよう調整する。逆に、コインが引き出されているときに流出を弱める（流入を呼び込む）ためにアジオを引き下げるのである。「アジオはオランダにおける実際の支払手段の多寡を市場に伝える一種のバロメータの役割を果たしていた」¹⁶⁾。

17 世紀初頭オランダにおける鑄貨令および振替銀行を通じた当局の外国製金属貨幣流入への対応は、「貨幣」価値は金属貨幣が内在する金属価値に依存していないことを明確に示している。当局は流通にある金属貨幣を回収・内容量の変更をおこなうことなく条令によって貨幣価値を変更していたのである。つまり、金属製コインの貨幣としての価値は計算貨幣「グルデン」によって与えられていたのである。

1680 年代、アムステルダム銀行には 2 つの制度的変化が生じる。第 1 は「預り証制度」が導入されたこと、第 2 は振替に用いられる預金が現金化できなくなったことである。

預り証制度とは、アムステルダム銀行が顧客から金貨や銀貨を預かり、その顧客に対して「預り証 (recipis, receipt)」を発行する制度である。預り証には保管者の氏名や預けられた金属貨幣の種類と保管金額が明記された。保管期間は 6 ヶ月間であり、預託されている金属貨幣を引き出したり保管期間をさらに更新したりする場合は、金貨については 0.5%、銀貨は 0.25%の手数料を支払うことが求められた。6 ヶ月経ち更新も引き出しもされない金属貨幣は銀行の所有物となることもまた預り証には明記されていた。

この預り証は譲渡可能な証券であった。預り証の所有者は紙面に記載された金額で金属貨幣を引き出す権利を持っていることになるため、金属価格の市況に応じてこの預り証を売買したと考えられる。アムステルダム商品取引所では売買の対象ともなり、コインの金属商品として流動性を高めていた。この預り証はおそらく固定価格で金属を購入できる「オプション」のような役割を果たしていたと考えられる¹⁷⁾。

この預り証制度がもたらした効果については Gillard (2004) 等によって詳細な検討がおこなわれているため本稿では踏み込んだ検討をおこなわないが、イマジナリー・マネーの視点から振替銀行を捉える我々の問題関心にとって興味深いことは、この預り証制度の導入と

前後してアムステルダム銀行の預金が現金化できなくなったということである¹⁸⁾。条令等によって規定されたことではないため、この事態がいつ頃生じたものなのか特定できないのであるが、1680年代のことであると考えられている。驚くべきことは、預金を現金化できなくなったことに対して当時口座保有者からは不満は上がりず暴動などの目立った騒ぎも起きなかったということである。そればかりか18世紀の口座保有者には、かつてアムステルダム銀行で預金を現金化できたことさえ信じがたいことであったようである。18世紀アムステルダム銀行の口座保有者であったジョン・ロー（John Law）は預金残高を現金化できないことに不満を漏らしていたようであるが、いずれにせよアムステルダム銀行に口座を保有する者たちにとって預金が現金化できないという事態は不便でもなければ大きな問題でもなかったことを示唆していると言えよう。もし商人がアムステルダム銀行から金属を引き出すことを望むなら取引所で預り証を購入すれば良いわけである。

つまり、振替銀行で用いられる貨幣単位「グルデン・バンコ」はその物質的形状を持たなければ触れることもできない、帳簿上での決済にのみ用いられる「貨幣」であったのである。

このように、金属製コインの「貨幣」としての価値は内在する金属価値ではなく計算貨幣によって与えられるものだったのである。ではこのような貨幣制度に位置したアムステルダム銀行はどのような機構を有していたのであろうか。次節ではアムステルダム銀行の決済システムおよび預金システムについて検討する。

第2節 決済システムおよび預金システムの構造

(1) 決済システム

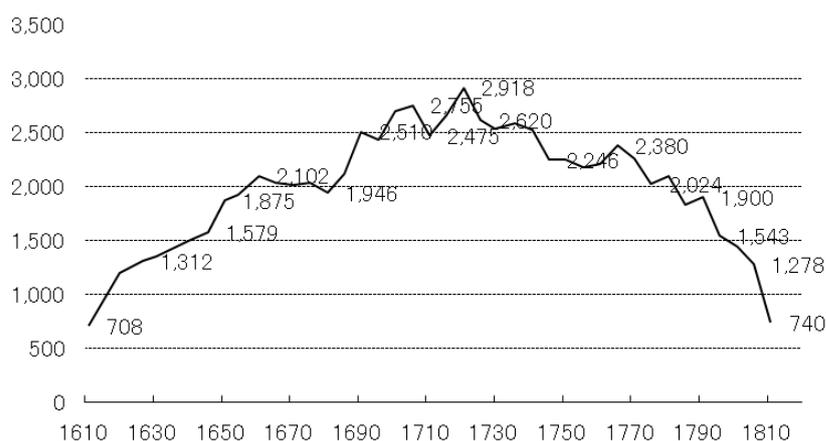
アムステルダム銀行における決済の仕組みを検討していく。アムステルダム銀行が設立されたことの便益の1つは、現金を用いず帳簿上での振替で決済が完了する体制が構築されたことであろう。債権者は金属価値の変動や出納業者の欺瞞行為に煩わされることなく決済をおこなうことが可能であったのである。

アムステルダム銀行では振替台帳に開設された口座間に振替金額を記入することで決済がおこなわれた。振替台帳の冊数は、口座保有者の数によって異なるのであるが、17世紀後半以降は半年間に3冊が用いられた。振替台帳の各ページ上部には通しのページ番号が振られている。3冊が用いられる場合は、1冊目が1番～、2冊目が1000番～、3冊目が2000番～、のように区割りがされた。このページ番号は「フォリオ」と呼ばれ、各口座保

所有者にフォリオが割り当てられた。例えば、A 商会は「1」、B 商会は「2」、C 商会は「3」といった具合である。取引回数が多く 1 つのフォリオに収まらない口座保有者には番号の飛んだフォリオに残高が繰り越され続きの取引が記入された。取引件数の少ない口座保有者には、2 つや 6 つに区分されたフォリオが割り当てられる場合もあった。各フォリオは左右に分けられており、左側が負債 (debet, debt)、右側が資産 (crediet, credit) であった。負債側にはその口座保有者の支払に関する事項、すなわち支払日、支払相手名、支払相手のフォリオ番号、支払額が記載された。資産側の受取に関する事項は支払と同様である。

振替は、口座保有者およびその代理人が小切手または手形を呈示することでおこなわれた¹⁹⁾。小切手にはフォリオ番号が記入されており、振替銀行の職員は顧客からの呈示を受けると帳簿を開いて支払人と受取人の双方の勘定に取引を記入して決済をおこなった。決済手続きは基本的に以上であることから、いかに急速に手間をかけず決済を実行できていたかが窺える。各フォリオでは負債、資産ともに 5 件ごとの取引に合計額が算定され、そのフォリオが埋まると受取と支払の差引残高が算出され、次に割り当てられたフォリオの資産側の最初に繰り越された。1 つのフォリオに記録される取引は、多い場合で約 40～50 件であった。

図 1-1 アムステルダム銀行における預金口座数の推移



出所) van Dillen (1925), p.985 をもとに作成。

このような帳簿の振替による決済では現金が用いられることはない。現金化が可能であった時には、受取人が口座を保有していなければ銀行は現金を支払うが、現金で支払うか

わりに口座を開設させて受取金額を資産側に記入する場合もあった。こうした仕組みはアムステルダム銀行の預金口座数の増加に結びついただけと考えられる。図 1-1 に示すように、アムステルダム銀行の口座保有者数は設立当初の 1611 年には 708 であったが 1661 年には 2100 を超えるなど 17 世紀を通じて徐々に増加していき、ピーク時の 1721 年には 2918 を記録するに至る。それ以降口座数は減少するものの、1780 年代まで 2000 を下回ることはなかった。17 世紀以降ハンブルクやミッテルブルフ、ニュルンベルク等にも振替銀行が設立されたが、それらと比べてアムステルダムの振替銀行の口座保有者数の規模は大きなものであった²⁰⁾。口座の利用の拡大は、現金を利用した決済の必要を減少させることになったであろう。債権者は金属貨幣の商品としての価格変動や出納業者の欺瞞行為に煩わされることのない決済を実現できたのである。

決済システムの構造と関連して、振替による決済が口座保有者に対してもたらした便益について付言しておこう。口座振替による決済の実現は、現金を利用する決済の必要を排除しただけではなく債権者が債務者による債務不履行にあう危険性を低減させる効果も備えていた²¹⁾。というのは、債務不履行をおこした口座保有者はアムステルダム銀行から追放されたからである。これは、銀行が口座保有者の残高を確認することが可能であったためもたらされた効果であると言えよう。

口座保有者が振替を通じた受取以外の方法で自身の残高を増加させたい場合は、金属貨幣をアムステルダム銀行に預託する必要がある。この預金システムにはリアル・コインとイマジナリー・マネーという貨幣制度の特質が表れている。ではその預金はどのようにおこなわれたのか、次にその仕組みを見ていこう。

(2) 預金システム

ここから預金システムについて検討していくが、予め要点を述べておけば、アムステルダム銀行は預金受け入れに際して法定金属貨幣については内在する金属量に関わりなく公定レートに乗じることで、違法金属貨幣については含有金属量に応じて公定レートに乗じることで預金に換算する、ということをおこなっていた。例えコインの形状をしていたとしても流通を認めたものは「貨幣」として扱い、認められていないものは「地金」として扱ったのである。これは、アムステルダム銀行が違法な金属貨幣の流通に対処するために設立されたことを反映している制度である。

表 1-2 貴金属準備 (1610 年 2 月 1 日)

1)	850 Mark Ongerse ducaten; à 70 1/2 per mark, à 4 gulden de ducaat	f.	239700	:	-	:	-
2)	83 1/2 mark crusaden, à 282 1/2 gulden het mark fijns gerekend	f.	21785	:	2	:	-
3)	1756 Franse croonen, à 3 gulden, 13 stuivers	f.	6409	:	8	:	-
4)	37 Mark Vriese rijders, ten fijne à 282 1/2 gulden het mark fijns	f.	9072	:	8	:	-
5)	28 Mark, 7 ons souverein	f.	7788	:	9	:	-
6)	15 Mark, 6 ons, 10 engels angelotten	f.	4420	:	5	:	-
7)	20 Mark sitters (?)	f.	4688	:	-	:	-
8)	39 Mark, 2 ons Barbarijs goud	f.	10597	:	10	:	-
9)	179 Mark, 6 ons, 7 1/2 engels goude presenten, costen	f.	46747	:	4	:	8
10)	540 Lange cruysen	f.	1971	:	-	:	-
11)	180 Corte cruysen	f.	666	:	-	:	-
12)	Aan diversche quicselieren gouts						
13)	Noch aan andere quicselieren gouts	f.	2373	:	14	:	-
14)	11 Mark goude ketting, à 22 karaat	f.	2848	:	9	:	-
15)	4 Mark 4 ons, 9 engels ketting, à 21 karaat, 1/2 greyn	f.	1125	:	9	:	-
16)	834 Zacken rijksdaalder, à 200 per zack, à 48 1/4 stuiver het stuck	f.	402405	:	-	:	-
17)	34200 Hollandse daalders, à 39 stuiver het stuck	f.	66690	:	-	:	-
18)	25 Zaken, à 52 1/2 (stuiver)	f.	13062	:	10	:	-
19)	35 Zaken, à 47 (stuiver)	f.	16450	:	-	:	-
20)	24 Zaken, à 48 1/4 (stuiver)	f.	11158	:	-	:	-
21)	Een plaat zilver à 69 mark, à 11 penningen, 21 greyn	f.	1.545	:	-	:	-
22)	Noch een van 102 mark, 2 ons, à 11 penningen, 21 greyn	f.	2285	:	-	:	-
23)	Noch 3 platen, 137 mark, 2 ons, à 11 penningen, 21 greyn	f.	3058	:	-	:	-
24)	Noch 2 platen, 93 mark, à 10 penningen, 16 greyn						
25)	Noch 2 platen, 78 mark, à 10 penningen, 16 greyn	f.	3423	:	8	:	-
26)	Noch een zack met grossen, cost	f.	1760	:	8	:	-
27)	Noch een zack met 38 mark zilver, à 11 penningen	f.	786	:	12	:	-
28)	1000, à 39 stuiver	f.	1950	:	-	:	-
29)	400, à 42 stuiver	f.	840	:	-	:	-
30)	43 mark Ongerse ducaton	f.	12126	:	-	:	-
31)	Noch aan diversche gouden en zilvere specien	f.	17489	:	7	:	-
		f.	925.562	:	15	:	-

出所) van Dillen (1925) pp.880-1より作成。

注) 単語に関しては, 可能な範囲で現代オランダ語に修正した。「?」等は資料における表記をそのまま記した。左端の通し番号は筆者による。

法定金属貨幣が預金される場合を検討しよう。表 1-2 示すのが設立から 1 年が経過した 1610 年におけるアムステルダム銀行の貴金属準備 (speciekamer) である²²⁾。種々の金属貨幣の名称が確認できるが, 例としてオランダのレイクスダールデル貨を挙げよう (表 1-3 の 16 番目)。レイクスダールデルは法定鑄貨であるから個数に応じて固定のレートが乗じられている。「834 Zacken rijksdaalder, à 200 per zack, à 48 1/4 stuiver het stuck」 (834 袋のレイクスダールデル, その 1 袋当たり 200 個, 1 個につき 48 グルデンと 4 分の 1 スタイフェル) という表記は, 金属庫で保管されている状態を示している (834×200×2.4125 = 420405 グルデン・バンコ)。つまりこの 48 グルデン 1/4 スタイフェル (=2.4125 グルデン) が預金受け入れに際しての公定レートなのである。これは貴金属準備における総額

を示す例であるので、個別の事例についても確認しよう。表 1-3 は振替銀行が貴金属を受け入れる際の帳簿への記入例である。金属貨幣の場合「Ontvangen van Siwert Jansen（サイフェルト・ヤンセンからの受け取り）」とあり、30 単位のリアル（reale）貨を 1 単位当たり 21 グルデン 18 スタイフェルで換算し、657 グルデン・バンコで預金されていることがわかる（ $30 \times 21.9 = 657$ ）。

表 1-3 貴金属受入の帳簿記入例

地金	2 Maart. (3月2日)	Ontvangen van Siwert Jansen. (Siwert Jansenからの受取) Baar silver, fijn.m.34:10:11 3/4, à f.23:15.....f.828:5
金属貨幣	10 November. (11月10日)	Ontvangen van Siwert Jansen. (Siwert Jansenからの受取) 30 reale, à f.21:18.....f.657

出所) van Dillen (1925), pp.936-7より作成。

これに対して、流通の認められていない外国製の金属貨幣は例えコインの形状をしていようとも「地金」として扱われた。金属貨幣や地金は専門の分析官によって秤量され、金属内容が分析されて、算出された数値に公定レートに乗じることで預金に換算されたのである。先ほどの例と同様に表 1-3 で確認すると、地金は「Baar silver, fijn.m.34:10:11 3/4, à f.23:15.....f.828:5（銀地金、純度 34 マルク 10 オンス 11 エンヘルと 4 分の 3 を、23 グルデン 15 スタイフェルで）」とある。銀地金の成分を分析して算出された値（純度）に固定レート（23 グルデン 15 スタイフェル）を乗じることで預金に換算していることが確認できる。

第 3 節 「イマジナリー・マネー」としてのバンク・マネー

一般的に、「貨幣」とは金貨や銀貨など何かしらの物質であると理解するのが常識である。一般的な経済学の教科書では、貨幣はまず商品を直接交換すること——「欲求の二重の一致」が成立すること——の困難から生成し、諸商品を媒介する商品が「貨幣」としての役割を果たすようになる、と説明している。この「貨幣」としての商品が他の商品と商品の交換を媒介する一般的等価物である。最初は食物や家畜が用いられたと想定されるが、その耐久性や分割性等の不便から最終的には金属が「貨幣」として用いられる。兌換銀行券は一般には金属貨幣の代替物であると認識されていた。また「貨幣」には交換機能、価値

尺度機能、価値保蔵機能が備わっていると考えられている²³⁾。

金属等の物質が貨幣であるという認識は、各時代における金融制度および金融現象の理解の基礎となっていた。金本位制下における銀行券の流通根拠や国際通貨としてのドルの流通根拠も金交換性に求められてきたことは、その一例である。商品の「価格」もまた、何かしらの価値物で測られていると考えられている。貨幣量が物価を規定するというような、19世紀イギリスの通貨論争で示された通貨原理や貨幣数量説の根底にも貨幣を何かしらの物質であるとの理解があると言えよう。

かつて金属製コインが支払手段として用いられていたことは事実であるが、金属はそれ自体では価値尺度機能を果たしえない。なぜなら、同一種類の金属貨幣あっても内在する貴金属量やその金属価格が一定であるとは限らないからである。かつて金属貨幣は技術が未熟な段階では内在金属量を均一に製造することは困難であったし、流通の過程で摩耗するり削り取りの危険にも晒されていた。さらに、金貨や銀貨といっても単一金属で製造されることは稀で、その殆どは合金製であったという²⁴⁾。その材質が金属である以上、金属商品として価格変動にも晒されていたであろう。しかも、17世紀初頭のオランダには約400種類もの金属貨幣が流通していた²⁵⁾。そのような状況では特定の金属が価値尺度機能を果たすことが不可能であることは創造に難くない。金属はそれ単体では「貨幣」として機能しえないのである。

18世紀以前、つまり一定の貨幣金属量と銀行券の交換関係が法律で規定される以前の社会では、実際の支払手段として使用される金属製コインと、帳簿計算や価格付けのために用いられる貨幣は別のものであることが認識されていた。前者はリアル・マネーと呼ばれ、各コインは個別の名称を持つ。オランダの銀貨「レイクスダールデル」や「レーヴェンダールデル」がその一例である。後者はイマジナリー・マネーと呼ばれ、各政治主体は独自の計算貨幣を持つ。例えば、オランダでは「グルデン」が用いられていた。このような事実に着目して、「貨幣」の本質は物質にあるのではなく価格も金属で測られるものではないということ指摘する見解がある。

Einaudi (1937 ; 1953) によれば、貨幣とは「観念」である。イマジナリー・マネーとは貨幣機能を果たさせるための手段 (instrument), あるいは技術的装置 (technical device) である。政府にとってイマジナリー・マネーとは貨幣価値や為替相場を安定させるための——時には政府債務を減額させるための——手段であったという。「(イマジナリー・マネーは) 実際の貨幣ではない。それは銀行券よりも観念的であり、イメージであり、または

貨幣を映す鏡である。それは『比率 (rate)』にすぎない。つまり、商品の価格は物質的なものではないのである」²⁶⁾。

Fantacci (2005) は貨幣を「制度」として捉えている。「貨幣とは物体ではなく制度であり、コミュニティ内の契約である」。また、「イマジナリー・マネーは尺度しても、それ自体、尺度されない。それにもかかわらず、歴史家はしばしば暗に観念的貨幣 (ideal money) の価値を金属で尺度している。しかし、歴史的には、イマジナリー・マネーと金属との間には全く関係がなく、厳密にそれらが直接比較され、また相対的価値が決定される制度的枠組みは存在しなかった」²⁷⁾。ファンタッチが検討した 12 世紀のサヴォイ公領では、遠隔地取引に用いられるユニバーサル商品である金属製コインは内在金属量が重要視されたが、地域取引で利用される低純度のコインは内在金属量よりも計算価値の安定が重要視されたという。

そして、楊枝 (2007) は以上のような貨幣の「抽象性」と同時に「債務性」にも着目する。「貨幣とは、それ自体、商品ではなく、触れることもできず実体もない抽象であって、債権・債務の尺度である。貨幣の価値は、背後にあると想定された金の価値に依存するのではなく、債務者の支払能力に依存する」²⁸⁾。

いずれにも共通するのは、貨幣とは本来物質的なものではなく観念的 (imaginary) な存在であるということである。本章で検討してきたオランダの貨幣制度もまたそのことを物語っていると云える。16 世紀末から 17 世紀初頭にかけてのアムステルダムでは、私営金融業者の鑄貨の選別行為は、為替手形で貨幣金属を受け取ろうとする者への欺瞞行為であった。為替手形はイマジナリー・マネーを体現するものである一方で、手形が現金で支払われるならその金属価値に接触することになる。金属製のコインは取引の対象となる商品であり、商人に価格通りの重量を満たさない軽量貨を渡されるということは、彼らにとっては損失となる。このような商人の不利益を解消するために設立されたのがアムステルダム銀行であった。

アムステルダム銀行の設立は、鑄貨令を確実に実施するための制度として創出された。「物質」としての金属通貨と「観念」である計算貨幣の関係を断ち切り、支払を共通の尺度に「統合」する役割を果たしていたと言えよう。アムステルダム銀行に預金される金貨・銀貨 (リアル・マネー) や地金は、法定のものであれば内在価値が反映されることなく預金へと換算された。この預金の際に用いられるレートが、銀行外で用いられる計算貨幣と銀行内で用いられる計算貨幣とを分けることになったのである。つまり、預金の際に用い

られた「グルデン」で表示される「レート（比率）」がイマジナリー・マネーなのであり、そして小切手や為替手形が用いられることによって預金が「マネー」として機能するのである²⁹⁾。

金属製コインがイマジナリー・マネーによって尺度されなければ支払手段としての機能を果たせないように、価値基準であるイマジナリー・マネーもまたそれ自体のみでは支払手段として機能しえない。預金が通貨として機能しうるのは、振替銀行や小切手・為替手形などの社会的な制度装置が存在するからである。アムステルダム銀行は公定レートによって金属通貨を預金に換算してイマジナリー・マネーを支払手段として機能させる機構であったのである。金属保管制度が導入され預り証があれば所望する金属を入手することが可能であるなら、振替に用いられる預金が現金化できなくとも口座保有者に不便はなかったのである。

これまで見てきたように、アムステルダム銀行のバンク・マネーは金属との繋がりを欠くイマジナリー・マネーによる決済を可能にする制度的手段であったと言える。とはいえ、アムステルダム銀行バンク・マネーの決済システム上の意義は、制度単体のみを凝視するのではなく、銀行外部に展開する貿易決済システムを踏まえなければ捉えることができない。次章では17中葉以降ヨーロッパにおける貿易決済構造とそこにおけるアムステルダム銀行の位置を検討する。これを踏まえ18世紀における振替銀行の機能の比重について考察していきたい。

注

11) van der Wee (1977), pp.346-7. また明示こそされていないが、van Dillen (1964)においても同様の認識が読み取れる (pp.100-16)。

12) 一方、出納業者の業務が商人にとって必要なものであったという側面もある。アムステルダム市議会が振替銀行設立以前にも出納業者や両替業者を抑制しようとしたにもかかわらず実現しなかったのは、彼らの業務の必要とする商人達の憤慨にあったためである (Dehing and 't Hart 1997, pp.43-8)。

13) 1 グルデン=20 スタイフェル (stuiver) であり、1 スタイフェルは 16 ペニンゲン (penningen) である。計算の便宜上、本稿では十進法で換算した金額で表示する場合がある (例えば1 グルデン 19 スタイフェル 8 ペニンゲンは、1.975 となる)。計算の「グルデン」は元々16世紀中葉に製造された銀貨の名称であったが、この金属貨幣が流通から姿を消して以降

も計算貨幣として用いられていた。17世紀オランダにおいて「グルデン」の名称を持つ金属貨幣は1681年に製造が再開されるまで存在していなかった (Dehing and 't Hart 1997, pp.38-9)。

14) Wolters (2008), p.40 を参照。

15) Quinn and Roberds (2009) はアムステルダム銀行がオランダの貨幣問題を解決するのに有効であったと指摘する。出納業者の営業は1621年に市による許可制のもと再開される。外国為替決済に特化する振替銀行と、預金業務や手形の割引業務をおこなった出納業者はアムステルダムにおいて一種の分業関係を形成した (de Vries and van der Woude 1997, p.132. 大西・杉浦訳 120 頁)。

16) Neal (2000), p.122.

17) 預かり証は現代の視点からみれば、預託された鑄貨のコール・オプション、振替銀行預金のプット・オプションと捉えられる。「(手数料を支払って) 預金を引き出すよりもオプションを購入することのほうが安くなったことが常態化して以降、兌換は稀なことになった」(Quinn and Roberds 2009, p.66)。

18) van Dillen (1964), p.101.

19) Colwell (1859), p.176 を参照。

20) ハンブルク銀行は1619年には539, ニュルンベルク銀行は1621年~24年においては663であった (Dehing and 't Hart 1997, p.46)。ミッデルブルフ銀行の口座数は1617年~1800年まで平均で745であり, 17・18世紀を通じて800を超えなかった (van Dillen 1925, p.1304)。

21) Neal and Quinn (2001), p.9.

22) 本稿では“speciekamer”を「貴金属準備」と訳す。内容がオランダの「正貨 (specie)」であるとは限らないからである。内容には国内外の金属製コインや地金が含まれている。

23) 例えば, 金谷 (1992), 21-30 頁。

24) Fantacci (2005), pp.45-6. 楊枝 (2007), 11-4 頁。

25) Supple (1957), p.240.

26) Einaudi (1937), p.266.

27) Fantacci (2005), pp.47-8. 貨幣を「制度」として捉える見解は植村 *et al.* (2007) においても示されている。

28) 楊枝 (2007), 28 頁。

29) アムステルダムの商品取引所では1624年頃から「バンク・マネー」での価格付けが出現していたが, それがより一般的になるのは1683年からであった。特に, スペイン産羊毛

(Spanish wool), 東インド産絹 (East India silk), 胡椒その他の香辛料 (pepper and other spices), ジャワ産コーヒー (Java coffee), ジャワ産インディゴ (Java indigo), 東インド産硝石と染料を採るための各種木材 (East India saltpeter and various kinds of dye-woods) の価格の場合である (Posthumus 1925, p.LVII)。

第2章 多角的決済システムにおけるアムステルダム銀行の位置

前章では設立から17世紀末葉までのアムステルダム銀行の制度的骨格が形成される過程を概観した。振替銀行の設立はアムステルダムにおける決済の安定化を図ったものであったが、「グルデン・バンコ」と「グルデン・カレント」という2つの計算貨幣が並存する貨幣システムが創出されたり預金が現金化されなくなったりと、設立時には想定されていなかった業態へと変容していた。そして1680年代までに形成された制度的骨組みおよびその名声は18世紀末まで変わることはなかったのである。

17世紀後半はアムステルダム銀行のみならず、ヨーロッパの貿易決済システムにも変容が生じる。アムステルダムではマーチャント・バンカーが台頭し、彼らは委託取引や引受金融を展開した。そして彼らの業務と関連することであるが、ヨーロッパでは17世紀中葉を境界として為替手形の振出根拠も金銭授受から引受行為へと移していたのである。つまり、支払人による引受さえあれば振出人と名宛人間で金銭の授受がなくとも手形は振り出されていたのである。こうしてマーチャント・バンカーによる引受金融によって、18世紀以降もアムステルダムは金融センターとしての位置を維持しえたと考えられる。

本章では、17世紀中葉以降アムステルダム銀行外部で生じた変化、すなわち為替手形の振出根拠の変容と引受金融に立脚する貿易システムの構造について検討する。その変化は、アムステルダム銀行の決済機能は17世紀後半以降に強まっていたことを示唆するものである。そして、アムステルダム銀行の「振替台帳」および「貴金属準備の台帳 (grootboek van de speciekamer)」を分析することによって、この銀行における決済業務と貴金属取扱業務の比重を考察したい。

第1節 17世紀中葉以降における貿易決済システムの変容

本節では17世紀中葉のヨーロッパにおける貿易決済システムの変容について検討していく。17世紀中葉～末葉にはアムステルダム銀行に制度的な変化が生じたが、実は同じ時期にはアムステルダム銀行を取り巻く貿易決済構造にも変化が生じていたのである。伝統的な研究ではアムステルダム銀行の制度的特徴が主に検討の対象とされ、外部環境まで考慮に入れてその性格を検討しようという試みは少なかった。アムステルダム銀行は巨額の決済を実行したのだが、その背景にはこの地で決済される手形が集約される構造にあったからである。アムステルダムがヨーロッパの決済センターとなり得た要因として、振替銀行

の存在を挙げるだけでは説明として十分ではない。為替手形がアムステルダム宛に振り出される構造、すなわちアムステルダム銀行を利用していた口座保有者の業務の性格やアムステルダム宛てに振り出されている要因を踏まえる必要がある。

17 世紀中葉ヨーロッパにおける貿易決済システムの変容とは、それ以前は手形支払人の支払根拠が振出人・名宛人間における金銭の受け渡しにあったのが、支払人が手形の支払を保証する引受行為に移ったということである。13 世紀の十字軍遠征を契機としてヨーロッパで定住商業が定着して以降、為替手形は送金手段そして貸付の偽装手段として商人たちに用いられていた。当初、為替手形には債権譲渡が認められていなかったが法整備を経ながら 16 世紀にかけて譲渡性が確立されていく。17 世紀中葉以前、手形保有者が支払拒絶にあい訴訟を起こす場合、裁判所で示される手形支払人の手形に対する支払根拠は、振出人と名宛人の間でおこなわれた金銭授受契約であった。

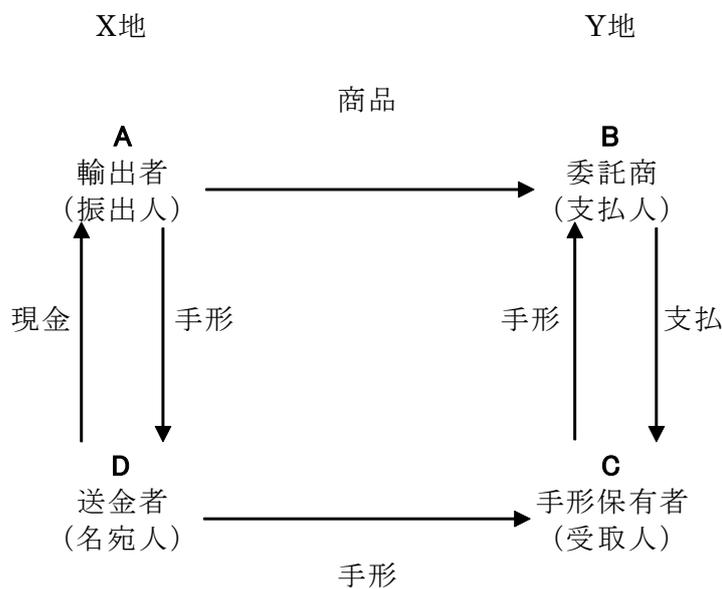
イギリスにおける商事法の発展を検討した Rogers (1995) によれば、「為替手形に関わる商業実務の歴史では、17 世紀中葉は有効な分割線である」³⁰⁾ という。彼が調査した商業訴訟の記録によれば、この 17 世紀中葉を境界として手形支払人の支払根拠に関して振出人・名宛人間の金銭授受が問題とされることがなくなり、引受行為があれば支払人は手形に対する支払責任を負うことになった。つまり、為替手形は弾力的に振り出されることが可能となっていたのである。

17 世紀中葉以降、委託貿易をおこなったアムステルダムのマーチャント・バンカーは引受金融をおこなっていた。本来であれば、オランダ商人の活動実態に基づき検討されるべきである。けれども史料上の制約のため、本節では傍証として彼の研究成果に依拠しながらこの 17 世紀中葉における貿易決済システムの変容を確認していく。ロジャーズはイギリスのコモン・ロー裁判所の訴訟記録を分析することで 17 世紀の商業実務における為替手形の性格に変容が生じていたことを突き止めている。ゆえに彼の研究は経済史ではなく法制史に属するものであり、対象はイギリスが中心なのであるが、史料を丹念に調査したその研究内容はオランダを含むヨーロッパの貿易決済構造を理解するうえで重要な示唆を与えるものであると考えられる³¹⁾。

為替手形は発達してきた背景には、委託代理販売制の展開があった。委託販売制における為替手形の利用を図 2-1 で確認しよう。為替手形には通常、手形振出人、名宛人または送金人、受取人、そして支払人の 4 人の当事者が登場する。例えば、X 地の A が Y 地にいる自身の代理人 B に商品の販売を委託するとする。B は、A から受け取った商品を販売して

売上代金を得るが、この代金はAが手にすべきものである。つまりAはY地にある自身の売上金を回収する必要があるわけであるが、この資金を回収する手段として用いられたのが為替手形であった。Aが為替手形を用いて遠隔地の自身の資金を回収しようするのは、一方では逆方向の取引が生じているためである。つまり、Y地にいるCもまたX地にいる自身の代理人Dに販売を委託した商品の売上代金の回収を望んでいる場合である。このとき、AはDに対してY地のBを支払人とする為替手形を振り出して代わりに金銭を得る。そして、金銭と引き換えに手形を手にしたDはそれをY地に送付する。Y地のCはBに手形を呈示することで代金を得るのである³²⁾。手形には支払期日まで一定の期間（ユーザンス）が設けられており、16世紀に手形の譲渡性が確立されて以降は転々流通した。いずれにせよ、支払人であるBは持参人によって手形の呈示を受ければその手形の支払わねばならない義務を負っているわけである。このとき、Bが呈示された手形に対して支払をおこなう義務を負うのは、X地におけるAとDとの間で交わされた金銭契約に基づいている。

図 2-1 委託取引の構図と為替手形



出所) 筆者作成。

貿易決済システムの転換は、為替手形の支払根拠が金銭授受契約から支払人の引受行為に移行したと結びついている。ロジャーズは次のように述べる。「17世紀中葉以前と以

後の時代を、それぞれ為替取引の時代と為替手形の時代と呼ぶことは、可能である。17世紀中葉以前の時期では、為替は金銭交付者と金銭受領者の間に結ばれた契約であり、それがたまたま為替手形という手段で実行されるだけであった。他方、17世紀中葉以後の時期には、為替を手形は、振出人（そして引受後は、支払人）が受取人あるいは他の手形所持人に金を必ず払わなくてはならないという義務を創設し、権利を表章する証券となった。この時期には、為替手形が以前の為替取引と同種の取引で振り出されたものかどうかは、ほとんど重要ではなくなっていた³³⁾。

引受とは委託貿易の中から出現した貿易金融の方法であった。再び図 2-1 を用いて検討してみよう。X 地の A が手形を振り出し、Y 地の B が A からの委託商品を販売した代金でこの手形を決済すれば、それは単なる肩代わりであり為替手形は支払手段として機能しているにすぎない。しかし、もし B が委託荷を販売して代金を手にするよりも前に A に対して手形の振出を認めていたとすれば、どうであろうか。A は Y 地で委託荷が販売されるよりも前に手形を振り出して現金を手にすることができる。つまり、B は委託荷が販売されるまでの間、A に対して信用を供与しているということになる。このとき振り出される手形の額面は、販売見込み価格から一定額を割り引いた金額で振り出された。これは B が金融的負担を負うことに対する手数料であり、為替手形は信用の手段として機能していることである³⁴⁾。

17 世紀中葉までのアムステルダムは中央貨物集散地（entrepôt）として繁栄した。その駆動力であったのがマーチャント・バンカーによっておこなわれた委託貿易である。オランダ商人が外国の製造業者または商人から委託荷を受け取り、アムステルダム市場で販売業者に売り渡すというものである。このとき、オランダ商人は外国の製造業者や商人に対して自身を支払人とする為替手形を振り出すことを認めていたため、彼らは手形をアムステルダムに送金する必要のある者に売却することで、委託商品が販売されるよりも前に現金を入手することができたのである。このようにオランダ商人は貿易取引をおこなうのと同時に貿易金融の機能を果たしていたのである³⁵⁾。

アムステルダムのマーチャント・バンカーによる引受金融はオランダが直接関与しない第 3 国間貿易にも提供された。もしこの手形がグルデン・バンク建てであれば、バンク・マネーは第 3 国間貿易の決済に用いられる通貨としての性格を持っていたということである。17 世紀中葉以降アムステルダムの貿易取引量が減退していくにもかかわらず国際的決済のセンターとしての位置は維持することができたのは、マーチャント・バンカーによっ

て供与される引受金融によって一因であると考えられる³⁶⁾。

表 2-1 アムステルダムと為替相場を形成した都市

1585年	アントウェルペン	1664年	ストックホルム
	ダンツイヒ	1676年	ライプツイヒ
	エムデン		マドリッド
	ハンブルク	1680年	カディス
	ケルン		リヴォルノ
	リスボン	1683年	ボルドー
	リュウベック		ヴロツワフ
	ミッデルブルフ		ジェノヴァ
	ルーアン		ラ・ロシェル
	セビーリャ		リヨン
1609年	フランクフルト	1731年	ナント
	ロンドン		バヨンヌ
	パリ		ビルバオ
	ヴェネツィア		ヘント
1634年	ニュルンベルク		ケーニヒスベルク
	リール	1734年	ブリュッセル

出所) Posthumus (1943) p.582より作成。

17 世紀中葉以降、18 世紀にかけてアムステルダムが関与する貿易は減少していく³⁷⁾。ところが、表 2-1 にみられるように、17 世紀以降もアムステルダムと為替相場を形成する都市の数は増加している。表 1 からは、16 世紀後半から 18 世紀の前半にかけてアムステルダムがヨーロッパ各都市との間で為替相場を形成していたことが確認できる。1585 年には、アントウェルペン、ダンツイヒ、エムデン、ハンブルク、ケルン、リスボン、リュウベック、ミッデルブルフ、ルーアン、セビーリャとの間での相場が建てられ、それ以降は、これらの都市に加えて 1609 年にはフランクフルト、ロンドン、パリ、ヴェネツィア、1634 年にはニュルンベルク、リール、1664 年にはストックホルムと、その範囲が拡大されていることが見て取れる。アムステルダムは委託貿易が減退する一方で、為替取引のネットワークは広がっていたのである³⁸⁾。これは、アムステルダムの貿易取引が減ってもなお各地との送金関係は深まっていったと捉えられる現象である。

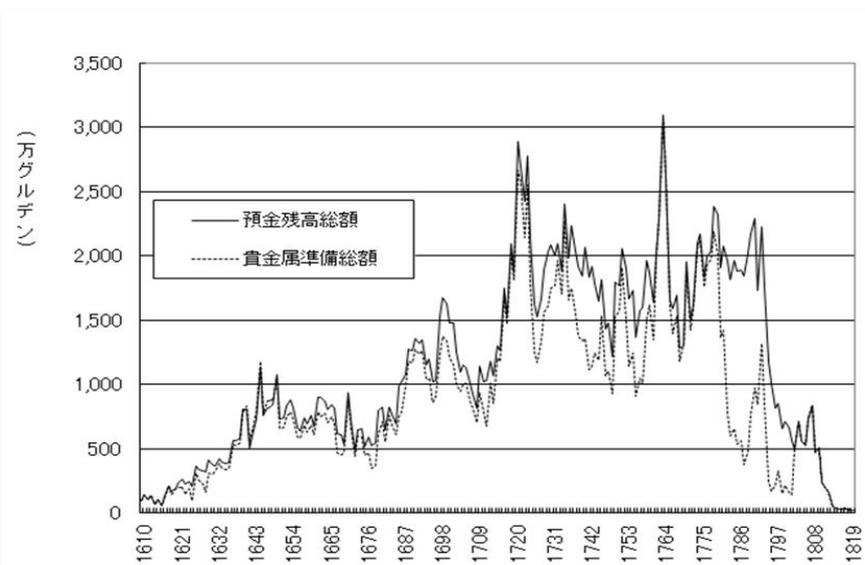
第 2 節 アムステルダム銀行における決済総額推計 (1721 年)

本稿における主張の 1 つは、アムステルダム銀行の決済機関としての重要性は 17 世紀後半以降に高まっていったということである。前節でみたようにマーチャント・バンカーの台頭によりアムステルダムは引受金融の中心地となり、17 世紀以降のアムステルダムは貿

易取引量が減少する一方で為替相場が建つ都市の数は増大したのである。けれども既述のように、従来はアムステルダム銀行の重要性は17世紀後半以降決済にではなく貴金属取引にあったと考えられてきた。

アムステルダム銀行の預金残高総額と貴金属準備額は18世紀のほうが17世紀に比べて水準が高いことから、前述のような認識が示されたとも考えられる(図2-2)。実際、18世紀のアムステルダムは貴金属取引も活発な市場であったことに間違はない。アムステルダムに金属が流入した要因はスペインによって新大陸から持ち込まれた金属、およびジョン・ロー計画によってフランスから流出した铸貨が持ち込まれたことが挙げられる。アムステルダム銀行は17世紀後半に預り証制度を導入しており、これら流入した金属貨幣がアムステルダム銀行に預託されていたと考えられる。その意味では、アムステルダム銀行の貴金属取扱業務の比重は17世紀に比べて増していると言えるかもしれない。

図 2-2 アムステルダム銀行の預金残高総額と貴金属準備総額の推移



出所) van Dillen (1964), pp.117-21をもとに作成。

しかし、預金と貴金属準備の残高が18世紀において高水準であるといっても、振替銀行の業務の比重が決済よりも貴金属取扱にあったとする根拠にはならない。なぜなら図2-2に示される数値は各年の1月末時点における最終残高——つまりストックの値——を元にしており、ある期間に帳簿上を移動したフローの決済額ではないからである。

『ストックとしての貨幣』は厳密には『貨幣』ではなく(中略)『金融資産』である」³⁹⁾

との指摘は、振替銀行制度における「バンク・マネー」の意義を考察するうえで示唆に富む。経済学ではストックとしての貨幣残高を「貨幣」として呼ぶことがあるが、「ストックとしての貨幣」は厳密には「貨幣」ではなく「金融資産」であり、「制度としての貨幣」はフローのレベルで成立するという⁴⁰⁾。確かに、アムステルダム銀行のバンク・マネーもまた帳簿に残高として記載されたままの状態では「貨幣」として機能しているわけではない。バンク・マネーが「貨幣」として機能しているのはフローのレベルであり、アムステルダム銀行の決済機関としての重要性を測る指標は様々あるだろうがフローの決済額を計測することは有力な材料の1つになると考えられる。

アムステルダム銀行の1721年の決済額をフロー・ベースで算出した結果をまとめたのが表2-2である。1721年を対象とした理由は、この年がアムステルダム銀行における預金口座数が最多であり貴金属残高も高水準にあったため、この銀行における取引規模を測る目安として適当と判断したためである。帳簿が1月末から7月末、7月末から翌年1月末までに区切られているため、便宜上、前者を「前期」、後者を「後期」と表示している。この前期および後期の振替台帳における各口座の負債側の金額を合計したものが「決済総額」である。振替台帳では1件の取引が行われるごとに支払人の負債側と受取人の資産側の両方に記帳がされているので、支払額のみを取り上げていけば銀行全体で決済された金額を掴むことができるのである。では、1年間にアムステルダム銀行ではどの程度の規模の決済がなされていたのか見ていこう。

表 2-2 アムステルダム銀行における決済総額と決済件数 (1721 年)

	前期 (1721年1月末～7月末)	後期 (7月末～1722年1月末)
決済総額 (グルデン・バンコ)	136,945,406	146,064,530
1日平均決済額 (144日)	951,010	1,014,337
決済件数	49774件	52058件
1日平均決済件数 (144日)	346件	362件
1時間当たり決済件数(8時間)	43.25件	45.25件

出所) Stadsarchief Amsterdam, 5077 Achief van de Wisselbank, Grootboeken 239 ('159' 1e deel, 01/01/1721-31/07/1721), 240 ('159' 2e deel, 01/01/1721-31/07/1721), 241('159' 3e deel, 01/01/1721-31/07/1721), 242 ('160' 1e deel, 01/07/1721-31/01/1722), 243 ('160' 2e deel, 01/07/1721-31/01/1722), 244 ('160' 3e deel, 01/07/1721-31/01/1722) より作成。

註) 各口座における資産側 (受取) の金額を集計。アムステルダム銀行の営業時間は午前7時から午後3時までの8時間であった (Colwell 1859, p.177)。

アムステルダム銀行ではオランダ1国の経済規模に匹敵する額の資金が決済されていた。1721年の最終残高(ストック)は2888万6853グルデン・バンコであったが、半期間に決済された総額(フロー)は前期が約1億3694万グルデン・バンコ、後期が約1億4606万グルデン・バンコであった。1年間の合計では約2億7000万グルデン・バンコとなる。この金額がどの程度の規模を示すものなのかを当時のオランダの経済指標と比較してみる。18世紀中葉のオランダの国民総所得を約2億6400万~2億7900万グルデンと推計されている⁴¹⁾。つまり、振替銀行における1年間の決済総額はオランダのGDPに匹敵する金額なのである。オランダの経済規模をどのように評価するかという問題はあるが、1国のGDPに匹敵する金額が単一機関内で移動していたことは驚愕に値する⁴²⁾。決済額の1日平均を見よう。アムステルダム銀行は日曜を除く週6日営業をおこなっていたので、半期間の営業日数が144日であったと想定すると、1日における決済額の平均は前期で約95万グルデン・バンコ、後期で約101万グルデン・バンコとなる。

決済件数からはアムステルダム銀行における取引が頻繁であったことが窺える。多少の誤差を含む可能性があるが、本研究が計測したかぎり決済件数は前期で49774件、後期で52058件であった。決済の頻度を測るために検討する期間を狭めよう。決済件数の1日平均は前期346件、後期は362件であった。この値を1時間当たりの平均決済件数にまで絞ると、前期が43.25件、後期で45.25件となった。アムステルダム銀行では期首や期末には決済が集中する傾向にあったため、この値をそのまま実体として捉えることは困難であろうが、平均で1時間に約40件前後の決済は高頻度であつと評価できよう⁴³⁾。

振替銀行における決済額はアムステルダム全体における手形の規模を知ることに繋がる可能性がある。なぜなら、アムステルダムにおける外国為替手形の決済は振替銀行がほぼ独占していたと考えられるからである。条令により一定額以上の為替手形は振替銀行を通じて決済されなければならないことが定められていたとはいえ、振替台帳には300グルデン以下の金額も多く見受けられる。アムステルダムでは出納業者や両替業者も預金を受け入れ決済業務を行っていたが、彼らは振替銀行ほど巨額の決済を迅速に安全におこなうことはできなかった。とすれば、当地で支払われる手形の多くは振替銀行で決済されていると想定することができ、本節で示した決済額や決済件数はその規模を示すものであると考えられる。

本節で検討してきた振替額や取引件数の規模や頻度は、同時期の金属取扱と比較することでその値の意味がより鮮明になろう。次節ではアムステルダム銀行における貴金属取扱

額を明らかにしていく。

第3節 決済機能と貴金属取扱機能の比重

前節では1721年におけるアムステルダム銀行の決済をフロー・ベースで算定することを通じて決済総額の規模や取引頻度を明らかにした。アムステルダム銀行における1721年の決済総額は18世紀中葉のオランダのGDPに匹敵する規模であったし、決済も1時間当たり44件前後という頻度で行われていたことが確認できた。しかし、決済額が大きく頻度も高かったと言っても、それだけを見ているだけでは機能の比重を測ることはできない。本節では金属取扱についてもフロー・ベースで検討する。

検討に用いる史料は1721年における「貴金属準備の台帳」である。この台帳にはアムステルダム銀行の金属庫に預託された、および引き渡された金属貨幣の種類とその金額が記されている。1721年の貴金属準備残高は2668万1203グルデン・バンコである。これは他の年と比べても高い水準である。例えば前年残高の1814万971グルデン・バンコと比べると、約854万が増加している。つまり、1721年は貴金属取引が比較的活発な年であったと考えられる。

表2-3と表2-4はアムステルダム銀行における金属貨幣の「受取」と「引渡」を日別に集計したものである。史料は本来1冊の台帳であるが決済額と比較する便宜上、前期と後期に分けて掲載している。また、判読困難により除外せざるをえなかった数字があるため、実際には若干の誤差が生じることを予め断わっておきたい。

まず前期の表2-3を見よう。金属貨幣取扱の1日当たりの平均額は受取で約11万7648グルデン、引渡で約11万5274グルデン、平均件数は3.96件と3.92件である。また、1日で最も多い取引額についても確認してみると、受取が2月3日の90万697グルデン、引渡が3月17日の99万6172グルデンであった。1日で最も多い取引件数は、受取が4月25日の13回、引渡が5月7日の12回であり、回数が1回程度の日も少なくない。後期についてもこのような傾向は同様である。表2-4を見てみると、後期の1日平均の受取額は約16万4227グルデン、引渡額は約13万7614グルデン、1日平均の取引件数は受取が4.33件で引渡が3.34であった。最多の取引額は受取が9月1日の約77万5072グルデン、引渡が9月25日の約105万6269グルデンであり、最多の件数はともに1722年1月16日で受取が17件、引渡が15件であった。

表 2-3 アムステルダム銀行における貴金属取引額 (1721 年 1 月 30 日～7 月 21 日)

単位 (金額) : グルデン・パンコ

		受取	件数	引渡	件数		受取	件数	引渡	件数	
1月	30日	211154.200	6	540478.125	10	5月	1日	120109.850	3	215571.250	7
	31日	1605.000	1				2日	196260.500	7	21360.6	7
2月	3日	900697.200	6	76879.850	3		5日	276282.475	5	288672.400	6
	4日	9813.500	2	32755.050	1		6日	135505.000	2	151059.300	4
	5日	55521.150	5	108791.200	7		7日	426375.700	6	799749.250	12
	6日	100353.300	8	319.000	1		8日	74331.050	5	454686.700	9
	7日	34115.000	6	59684.800	3		9日	124915.000	6	160.500	1
	10日	11075.750	2	57341.100	3		12日			19213.400	5
	11日	9677.100	1	38818.700	3		13日	38105.000	3	35101.250	3
	12日	80011.650	3	100951.600	5		14日	25119.650	2	3368.400	1
	13日	18826.800	3	39691.875	5		15日	290527.500	5	501954.300	11
	14日	40586.350	8	25350.900	4		16日	178153.700	6	49476.600	3
	17日	27677.100	2	57798.800	3		19日	171060.800	5	138645.000	4
	18日	289.300	1	16.500	1		20日	90151.500	3	218921.200	5
	19日	16190.700	3	5594.650	2		21日	65597.150	1	16802.500	2
	20日	9677.100	1				23日	121382.900	11	13233.000	1
	21日	55907.250	7	16457.400	1		26日	54624.625	4	109751.400	5
	24日	37177.600	4	16457.400	1		27日	3.175	2	31686.000	3
	25日	19354.200	1	22.000	1		28日			12439.500	2
	26日	22581.350	2	49372.200	1		30日	136635.000	7	34374.950	11
	27日	18000.000	1	16484.900	2	6月	6日	146120.000	7	114014.900	6
	28日	91469.525	10	25728.000	2		9日	96060.000	3	333231.250	5
3月	3日	435.800	2	242.000	3		10日	4.900	1	118.250	2
	4日	3.900	1	33371.300	4		12日	64200.000	3	213037.850	7
	5日			67812.900	6		13日	163675.000	8	539.500	3
	6日	22182.250	3	11340.000	2		16日	150000.000	3	306567.950	10
	7日	53113.500	7	54424.550	4		17日			9748.500	1
	10日	49955.650	3	34177.400	2		18日	68335.000	2	24831.250	3
	11日			16829.025	4		19日			55.000	1
	12日	11.625	1				20日	61440.650	7	5502.750	3
	13日	115010.000	3	15505.000	1		23日	1.500	1	43267.800	4
	14日	313293.650	9	28844.400	2		24日	243.750	1		
	15日	113000.000	1				25日	4.500	1	89343.300	4
	17日	647951.500	4	996172.375	10		26日	163479.100	4	88769.250	4
	18日	11428.600	1				27日	358965.800	9	274086.650	7
	19日	272000.000	3	166457.400	2		30日	78.450	2	37286.550	2
	20日	423306.000	5	772015.500	7	7月	1日	1.500	1	49045.200	3
	21日	46130.000	4	45301.800	2		2日	145.250	1	36502.650	4
	24日	18000.000	1	164574.200	1		3日	19.625	4	9681.450	3
	25日			164574.400	1		4日	374377.875	12	199864.450	7
	26日	110000.000	2	30000.000	1		7日	6299.925	3	7218.000	2
	27日	221522.500	4	54622.050	3		8日	12145.050	4	24000.000	2
	28日	42446.975	5	81202.500	1		9日	246414.075	6	46648.050	3
	31日	3.675	1	3136.000	5		10日	22.000	1	70.500	3
4月	2日	50.950	1	34032.175	5		11日	159108.025	10	70505.000	2
	3日			52.500	1		12日	57142.850	1		
	4日	94972.500	5	77145.000	3		14日	60.600	1	16564.750	4
	7日	500118.125	4	455332.000	5		16日	110751.500	2	32936.800	2
	8日	144004.500	4	26052.650	2		17日	176000.000	2	133584.825	7
	9日	119000.750	4	82921.000	6		18日	512625.000	10	399656.450	6
	10日			46305.500	4		21日	28231.250	6	79654.300	7
	11日	67882.500	5	31012.800	5						
	17日	209972.750	3	320662.600	9						
	18日	525427.500	9	329751.000	4						
	21日	108060.000	3	173358.500	7						
	22日	110630.650	4	415192.500	9						
	23日			10744.100	2						
	24日	156780.700	6	301161.000	7						
	25日	345855.625	13	54000.000	2						
	28日	17992.375	2	23102.250	3						
	29日	4401.875	2	48521.000	1						
	30日	0.375	1	17644.000	1						
							平均				
							117648.560	3.96	115274.982	3.92	

出所) Stadsarchief Amsterdam, 5077 Archief van de Wisselbank, 1365 Grootboek van de speciekamer 1721より作成。

註) 'Groot secreet', 'Keijn secreet', 'Het vertreck'の合計。取引に含まれる金属貨幣の種類にはRyxdaalder a f.480, Ryxdaalder a f.47 1/2, Ducaton, Pylaren a f.2200, Mexicanen a f.2200, Silvere Louisen a f.2200, Grootte drittels, Drie gulden, Franse Pystolen a f.8:14 Gout ducaton a f.4:18, Nieuwe Franse Pystolen a f.10:10, Nieuwe Franse Pystolen a f.10:12, Nieuwe Franse Pystolen a f.10:14, Spanse Nieuwe Pystolen a f.8:14, Gout ducaton a f.4:17, Gout spanse pystolen a f.8:16, Bank ducaton, Oud franse pystolen, goud crusade, lingotten, がある。また、判読困難のため受取で1件110750グルデン、引渡で6件32177.650グルデンを除外している。

表 2-4 アムステルダム銀行における貴金属取引額 (1721 年 8 月 1 日～1722 年 1 月 16 日)

単位 (金額) : グルデン・バンコ

		受取	件数	引渡	件数			受取	件数	引渡	件数		
8月	1日	6670.250	3	88976.000	5	11月	3日	0.750	1	653.500	2		
	2日			374000.000	1		4日	17600.000	2	108530.300	5		
	4日	211780.900	12	336.625	3		5日	22.500	1	63514.050	2		
	5日	27.400	2	66.000	1		6日	181302.625	4	80.250	1		
	8日	157717.350	12	116580.150	2		7日	115528.200	6	67492.550	4		
	11日	24457.325	3	48730.000	2		8日			4924.500	1		
	12日	19723.350	2	120.000	2		10日	44000.000	1	88110.000	2		
	13日			27.500	1		11日	90600.000	1	13822.050	2		
	14日	43.125	1	13366.500	5		12日	189205.250	4	291574.600	5		
	15日	100193.500	8	22.000	1		13日	18.750	4	6606.100	2		
	16日			16537.300	1		14日	167552.750	8	107962.800	4		
	18日	259.500	3	400.500	2		17日	300000.000	1	200693.750	2		
	19日	8888.500	3	22.000	1		18日	24200.000	1	46315.500	1		
	20日	272800.000	2	181849.000	2		19日	116600.000	2	127919.000	1		
	21日	145.300	2	44.000	1		20日	112050.000	3	13817.800	2		
	22日	129888.975	10	10880.500	4		21日	96133.375	5	110000.000	1		
	26日	18000.000	1	22.000	1		24日			13848.350	2		
	27日	112201.500	3	7170.300	2		25日	110000.750	2	318038.000	3		
	28日	242011.000	4	242000.000	2		26日	356412.000	5	104258.500	2		
	29日	198695.850	8	18045.000	1		28日	182585.000	5	41494.500	2		
	31日	18045.000	1	66000.000	1		29日			27591.700	1		
	9月	1日	775072.650	14	915690.000		11	12月	1日	412003.000	6	533056.500	8
		2日	142300.000	2	125713.500		2		2日	388920.000	5	402167.000	7
		3日	175559.700	6	173894.300		6		3日	59400.000	1	2437.125	1
		4日	319065.000	4	199791.875		4		4日	265390.400	8	356946.500	10
		5日	60762.225	9	21572.175		8		5日	228018.750	10	45657.600	4
		8日			60000.000		1		8日	230153.700	6	324679.300	11
		9日	330392.975	8	247180.000		7		9日	57205.250	4	3600.000	2
		10日	89500.000	2	19497.000		1		10日	1.500	1	1589.600	2
		11日	205100.000	4	185493.500		4		11日	70403.750	2	269010.500	4
		12日	147544.600	7	180907.425		5		12日	309589.050	10	240181.800	6
14日				192000.000	1	15日	514061.775		6	244306.075	5		
15日		56575.800	2	52.500	1	16日	2.250		2	11.000	1		
16日		60000.375	2			17日	63845.300		4	45742.600	3		
17日		66019.800	2	252165.000	3	18日	534824.950		3	418000.000	2		
18日		3.750	2	214.000	1	19日	191417.875		3	66203.200	4		
19日		232781.250	6	15607.975	2	21日				72180.000	1		
25日		657370.375	4	1056269.500	6	22日				13795.800	1		
26日		205891.000	6	114800.000	2	23日	292948.000		13	254900.875	8		
27日		611325.000	1	611325.000	1	27日				19098.850	2		
29日		6.000	1	4800.000	1	28日				16842.000	1		
30日				81256.000	3	30日				636.850	3		
10月		1日	3.750	1	3105.000	2	31日				20295.500	4	
		2日	374003.750	3	421949.650	6	1月		1日	40320.000	2	136759.775	4
		3日	155885.750	5	9499.650	2			2日	290337.125	11	259674.500	10
		6日	0.750	1	58588.650	5			5日			20693.750	1
		7日			47840.450	3			7日	200200.000	2	246004.150	6
		8日	134350.000	3	176725.000	3			8日	96120.000	2	101091.350	2
		9日			66000.000	1			9日	171460.000	7	112174.325	6
		10日	105175.750	6	8097.600	1			12日	57494.675	5	70054.075	5
		13日			18325.500	2			13日	265200.000	3	520535.075	7
		14日	502525.000	4	293575.000	2			14日	8920.000	2	147840.625	9
	15日			163833.100	5	15日		174810.000	5	99156.400	5		
	16日	108600.000	1	36647.250	4	16日		287667.225	17	698006.125	15		
	17日	81855.000	4			平均							
	20日			44940.500	4			164227.145	4.33	137614.656	3.34		
	21日	475450.000	7	470595.500	7								
	22日	27.700	2	182.250	2								
	23日	144450.000	1	144488.500	2								
	24日	198572.250	7	31795.800	2								
	27日	113277.500	6	109988.350	5								
	28日												
	29日	11.250	1	52461.000	1								
	30日	76150.000	2	42843.750	2								
	31日	488348.750	8	597815.900	8								

出所) 表2-3に同じ。

つまり、アムステルダム銀行では貴金属取扱額よりも決済額のほうが大きいのである。前節で見た1721年の1日平均の決済額は前期で95万グルデン・バンコであった。これに対して同じ前期の貴金属取引額は受取と引渡ともに約11万グルデン・バンコであり、その差は80万グルデン以上である。最多の貴金属受取額・引渡額がようやく平均決済額に届く規模だったのである。後期についても同様である。後期の1日平均決済額は約101万グルデン・バンコであったが、後期の1日平均貴金属受取額・引渡額はそれぞれ約16万と約13万グルデン・バンコであり、前期と同様その差は80万グルデン以上である。

取引件数についても、貴金属取引よりも決済のほうが高頻度である。アムステルダム銀行の1日平均の決済件数は前期後期で350件前後であったが、貴金属取引の1日平均は前後期ともに3~4件程度であった。半期間全体の貴金属取引件数を合計してみても、前期は受取408件で引渡421件、後期が受取420件で引渡が387件である。決済件数は5万件に達するものであったことを思い起こせばその差は歴然である。

従来は18世紀のアムステルダム銀行は貴金属取引にその機能の比重を置いていったと考えられてきた。確かに18世紀のアムステルダムが金属取引市場としての側面を持っていたことは間違いない。1683年、振替銀行に預り証制度が導入されことで各地からコインや地金がアムステルダムに吸収されることになった。その意味ではアムステルダム銀行の業務における貴金属取引の比重は18世紀のほうが17世紀に比べて増していると言えるかもしれない。それに、顧客の要望に応じて正確な金属含有量を有するコインを供給することがアムステルダム銀行の重要な業務の一部であったこともまた事実である。

しかし、アムステルダム銀行の機能の比重が貴金属取引ではなく決済にあった。1721年の決済金額や決済頻度は貴金属取引のそれを大きく上回るものであったのである。最も貴金属準備残高の高い年におけるこの傾向は、他年も同様であると考えられよう。

本章ではアムステルダムに手形が集約される構造と振替銀行における決済額および貴金属取引額を検討して、アムステルダム銀行の機能の比重は17世紀中葉以降も決済にあったことを示した。振替銀行外部には引受金融によってアムステルダム宛に手形弾力的に振り出される貿易決済構造が形成されており、銀行全体の決済額や決済頻度は貴金属取引のそれを大きく上回るものであったのである。次章ではアムステルダム銀行の代表的口座保有者の決済内容を検討することで、アムステルダム市場における振替銀行の位置について考察したい。

注

- 30) Rogers (1995), p.94, 川分訳 97 頁。
- 31) 18 世紀オランダにおいても手形に対する支払根拠は引受にあったことを示す裁判事例がある。1701 年、オランダのヴリシンゲン裁判所は手形支払拒絶の訴訟において被告（支払人）に支払を命令する判決を下す。1709 年にこの判決を確定させたホラント・ゼーラントの最高裁判所の判事たちが被告に支払義務があると考えたのは、彼が事前に自身に対して手形を振り出すことを認めていた点にあった。詳しくは Asser (1987) pp.114-5 を参照。
- 32) Rogers (1995), pp.32-6, 川分訳 33-7 頁を参考にした。
- 33) Rogers (1995), p.94. 川分訳 97 頁。
- 34) Rogers (1995), pp.112-6, 川分訳 115-7 頁を参考にした。
- 35) ロジャーズは次のようにも述べる。「ヨーロッパ中からの、いや世界中からの商品がアムステルダムに向かって送られ、そこで販売された。しかしアムステルダム商人の役割は徐々に純粋な金融業に移行した。世界中の商人のコミッション・エージェント（委託代理商——引用者）として活動したアムステルダム商人は、しばしば彼らの業主よりもはるかに裕福で信用があり、強力だった。したがって、自分自身にはほとんど信用がない商人でも、もし彼がアムステルダムの商会を支払人として手形を振り出しそこが常に彼の手形を引き受けたなら、彼の為替手形に対して即座に買い手がみつかった」（Rogers 1995, pp.113-4. 川分訳 116-7 頁）。
- 36) アムステルダム銀行がこの引受信用ネットワークの中心であったと指摘するのは楊枝（2004）である。「手形代金支払の根拠が為替金融契約から離れ、引受信用に移ることによって、広範な引受信用のネットワークが形成されてくる。この為替手形をめぐる技術革新が、アントワープに止まらず、アムステルダム、ハンブルク、ロンドン等々へと広がり、そして金融中心地アムステルダム等々の銀行貨幣による振替決済と結びつくことで、汎ヨーロッパ多角的決済システムが構築されるに至った」（8 頁）。中谷（2006）は「アムステルダム銀行の振替銀行としての役割は、アムステルダム銀行以外の金融機関が成長してきた 17 世紀後半から」であり、「このことは、制度的に同じであっても、金融システム全体の変化によって、アムステルダム銀行がその機能を変化させている」と示唆している（38 頁）。
- 37) 17 世紀中葉以降のオランダの貿易の衰退はバルト海貿易に顕著であったという。デンマークのズント海峡を行き来したオランダ船は、1650 年代に年平均 2322 隻であったが、1700 年代と 1710 年代には年平均でそれぞれ 728 隻と 880 隻であった（de Vries and van der Woude 1997, p.428. 大西・杉浦訳 406-7 頁）。

- 38) 「フランス、スペイン、ポルトガル、イタリア各国の都市にとって、北ヨーロッパやバルト海地域の都市に対して直接的な為替相場を形成することは難しかったし、その逆も同様であった。こうした土地の商人は、アムステルダムで手形を購入した。同都市では、目的とする土地の為替手形を手に入れることができた。ロンドンですら、アムステルダムの金融市場に長く依存した」(de Vries and van der Woude 1997, p.136. 大西・杉浦訳 124 頁)
- 39) 植村 *et al.* (2007), 47 頁。
- 40) 植村 *et al.* (2007), 37-53 頁を参照。
- 41) de Vries and van der Woude (1997), p.702, 大西・杉浦訳 662 頁。
- 42) Quinn and Roberds (2009) は同様の指標を用いて同時代人の証言における振替銀行の決済額を比較している。
- 43) ジョン・ローの証言では、アムステルダム銀行では 15 分間に 50 人が 4000~50 万グルデンを支払っていくと述べている (Dehing and 't Hart 1997, p.46) が、これは本稿での分析結果よりも高い頻度である。

第3章 アムステルダム銀行におけるマーチャント・バンカーの決済内容

本章の目的は、18世紀のアムステルダムにおける主要マーチャント・バンカーであったホープ商会（Hope & Co.）の振替銀行における決済内容を分析することで、アムステルダム市場における振替銀行の意義を再検討することである。ホープ商会は1760年代には振替銀行で最多の取引件数を記録するアムステルダムの代表的なマーチャント・バンカーである。

マーチャント・バンカーの多くは振替銀行に口座を置き決済をおこなっていたが、この事実は従来の研究では殆ど重要視されてこなかった。信用供与機能を担ったマーチャント・バンカーと中世以来の制度である振替銀行は、それぞれアムステルダム市場における「新たな金融技術」と「古い金融技術」として区別されていたのである⁴⁴⁾。しかし、17世紀中葉以降ヨーロッパにおける引受金融に基づく決済システムの形成、およびそれを主導するオランダのマーチャント・バンカーの台頭、そして彼らが振替銀行を通じて決済をおこなっていた事実は、従来の見解に再検討を迫るものである。

本章では、まず第1節でアムステルダムにおいてホープ商会が台頭してきた過程を確認して、彼らの業態や商人としての特徴を把握する。次いで第2節では、ホープ商会のアムステルダム銀行における決済の傾向を検討することで、主たる口座保有者の決済規模や取引関係を明らかにする。最後に第3節ではホープ商会の決済内容からアムステルダム市場における振替銀行の意義を考察する。

第1節 マーチャント・バンカーの台頭

「マーチャント・バンカー（merchant banker）」とは文字通り商業と金融業を兼業した商人層を指す。例えば、19世紀のイギリスにおけるロスチャイルド商会やベアリング商会が代表的である。18世紀アムステルダムを拠点に活動したマーチャント・バンカーもまた引受金融業を展開し、証券業務や貿易業務を兼営する者も多く含まれていた。委託貿易とそれに付随する引受金融の構造は既に検討したので、本節では18世紀アムステルダムを代表するマーチャント・バンカーであるホープ商会の成長過程を確認することでアムステルダム銀行の口座保有者の特徴の一例を確認していくことにしたい。

17世紀中葉から18世紀初頭にかけてアムステルダムで事業を始めたマーチャント・バンカーにはオランダを起源としない者たちも多かった。例えば、1650年代にアムステルダム

で事業を開始したジョージ・クリフォード商会 (George Clifford & Zoonen) はイングランドを、同じ時期に開業したレイモンド&セオドア・ド・スメス商会 (Raymond & Theodoor de Smith) は南ネーデルラントを、18 世紀以降ではオルネカ・オギュエ商会 (Horneca Hogguer & Co.) はスイスを起源としていた。新鋭の商人たちにとって、貿易取引が減退するなかにあってもなおアムステルダムは商機に溢れる市場だったのである⁴⁵⁾。

ホープ商会もまたオランダではなくスコットランドのエディンバラを起源としている。ヘンリー・ホープ (Henry Hope) がロッテルダムで事業を開始したのは 17 世紀中葉のことである。ところが 1680 年代にヘンリーは事業に失敗、家族とともにロンドンに移り住み、直後に死亡する。その後ヘンリーの息子アーチボルド・ホープ (Archibald Hope) は再びロッテルダムに戻り、父親の事業を再開させ成功を収める。1720 年頃、アーチボルドは醸造会社と麦芽を輸送するための 2 隻の帆船、さらにイングランドとアイルランドと取引をおこなうための帆船 2 隻を所有していた。また、スコットランドとの関係も維持されていた。例えば、1701 年にアーチボルドはスコットランドの従兄弟であるチャールズ・ホープがロッテルダム商人に対して持つ債権を譲り受けている⁴⁶⁾。

アーチボルドは 8 人の息子に恵まれたが、その中からアーチボルド・ホープ・ジュニア (Archibald Hope Jr.) が 1720 年頃からアムステルダムで貿易業と海運業に従事するようになった。アムステルダムにおけるホープ商会の始まりである。間もなく兄弟の 1 人であったトーマス (Thomas Hope) がロッテルダムからアムステルダムへと移り経営に参加することになったが、アーチボルドは経営の第一線から退き経営はトーマスを中心に行われた。この時期のホープ商会の事業規模を明らかにすることはできないが、同時期の振替銀行における取引高は、ペルス商会やクリフォード商会それにマイルマン商会のそれと比べて低調なものであったようである。1733 年にアーチボルド・ジュニアが死亡した後は、弟のエイドリアン (Adrian Hope) がトーマスのパートナーとなった。トーマスとエイドリアンは貿易取引や為替引受を中心に事業を展開していった。2 人の経営方針はリスク回避的なものであったようである⁴⁷⁾。

トーマス・ホープはアムステルダムを代表する商人となりオランダの経済政策にも深く関与していた。18 世紀前半のオランダは貿易面でイギリスの追い上げに会い、海事面でスウェーデンやデンマークとの競争が激化していた。ハンブルクが商品集散市場として台頭してアムステルダムの役割を弱めていた。こうしたオランダの経済状況に対応するため、総督ウィレム 4 世は議会に設置された委員会に対してオランダ経済の回復案を練るように

指示し、トーマスを委員の 1 人に任命した。トーマスはオランダ経済の回復には輸入関税引き下げが必要であると説き、農業や牧畜業など一部例外規定を設けた彼の意見は 1751 年に「建議案 (Propositie)」にまとめられ総督に提出された⁴⁸⁾。もっとも、この建議はオランダの分権性の強さのために暗礁に乗り上げるようになったのであるが、これはホープ商会がアムステルダムの有力商人であったことを物語っている出来事であると言えよう。

1756 年に開始された 7 年戦争は中立国オランダの商人にとって利益を挙げる好機となった。戦争が植民地産品の需要を増加させたのである。7 年戦争中におけるホープ商会の貿易取引の範囲はヨーロッパ全域のみならず、北アメリカや西インドも包含していた。トーマスとエイドリアンは、ロッテルダムの事業を引き継いで海運業を営んでいたアイザック・ホープ (Isaac Hope) とザカリー・ホープ (Zachary Hope)、ロッテルダムを離れアメリカに移住した長兄ヘンリーとも連絡を取り合いながら取引を展開したのである。ホープ商会はフランス東インド会社に武器を供給する一方で、イギリスが戦費調達のために発行した公債のアムステルダムでの売却やイギリス同盟国への送金を媒介する金融業務もおこなった⁴⁹⁾。

7 年戦争中そして 1763 年 2 月に戦争が終結して以降もなお拡大したのが引受金融である。プロイセンやザクセンでは資金不足によりアムステルダムのマーチャント・バンカーに引受金融を求めた。中でも、ヌーフヴィル兄弟商会 (Gebr. de Neufville) など一部の投機的なマーチャント・バンカーは増大する資金需要に対応して引受金融を大規模に展開したが、満期手形の支払には別の商会宛の手形を振り出すということを繰り返していた。これは「手形の連鎖」と呼ばれる。しかし、1763 年 2 月の戦争終結以降マーチャント・バンカーが軍需による値上がりを見越して保有していた植民地産品の価格が低下し始め、彼らは在庫を「投げ売り」しなくてはならなくなった⁵⁰⁾。そして 1763 年 7 月末にヌーフヴィル商会が破綻したのを契機として、彼らと信用関係にあった複数のマーチャント・バンカーもまた連鎖的に破綻に追い込まれていったのである。これがヨーロッパ規模で拡大した「1763 年危機」である⁵¹⁾。もっとも、この時ホープ商会が危険に曝されることはなかった。これは彼らガリスク回避的な経営を行っていたことの証しであると言えよう。

また 1763 年危機は、アムステルダム銀行がマーチャント・バンカーの業務の基礎であったということも我々に教えてくれる。ヌーフヴィル商会が破綻に追い込まれたのは、引受金融を大規模に展開する一方で保有する資産価値が急激に下落していったことが要因であった。つまり支払請求に対応できなかったのである。Schnabel and Shin (2004) によれば

「ヌーフヴィルの貸借対照表の決定的な特徴は、総負債に対するアムステルダム銀行におけるバンク・マネーのタームで測った流動性の低水準である」⁵²⁾ という。他の商会と比べてヌーフヴィル商会のアムステルダム銀行における流動性は低く、危機に陥ることのなかったホープ商会のバンク・マネーでの流動性は破産した他の商会よりも高かった。これは、アムステルダム銀行における預金残高の水準がマーチャント・バンカーの業務にとって決定的に重要であったことを物語っている。

表 3-1 ホープ商会における資本および収益とその割合

単位) グルデン・カレント

年	資本額 (全体)	Thomas Hope	Adrian Hope	Henry Hope	John Hope
1762	4,279,000.825	2,733,657.575	1,489,005.475	57,326.775	
1763	4,604,943.100	2,813,745.375	1,616,342.050	129,061.000	45,794.675
1764	4,801,855.925	2,469,417.125	1,701,929.850	174,186.425	456,322.525
1765	5,088,126.750	2,567,873.175	1,815,805.525	229,546.650	474,901.400
1766	5,420,954.175	2,681,567.125	1,939,409.775	286,398.575	513,578.700

年	収益 (全体)	Thomas Hope	Adrian Hope	Henry Hope	John Hope
1762	412,766.000	206,388.000	137,588.650	68,794.850	
1763	461,124.650	153,708.200	153,708.200	76,854.125	76,854.125
1764	309,895.325	103,298.450	103,298.450	51,649.225	51,649.225
1765	365,661.750	121,887.250	121,887.250	60,943.625	60,943.625
1766	394,638.475	131,546.150	131,546.150	65,773.075	65,773.100

出所) Buist (1974), pp.520-1より作成。

1763年、ホープ商会にはヘンリー・ホープ (Henry Hope) とジョン・ホープ (John Hope) という 2 人の兄弟がパートナー経営に参加することになり資本が増強されることになる。表 3-1 を見てみると 1763 年におけるホープ商会の資本額は——すべて「カレント」で——トーマスが 281 万 3745 グルデン、エイドリアンが 161 万 6342 グルデン、ヘンリーが 12 万 9061 グルデン、ジョンが 4 万 5794 グルデンの合計 460 万 4943 グルデンであった。収益はトーマスが 15 万 3708 グルデン、エイドリアンが 15 万 3708 グルデン、ヘンリーが 7 万 6854 グルデン、ジョンが 7 万 6854 グルデンの合計 46 万 1124 グルデンである。

次節ではアムステルダム銀行における彼らホープ商会の決済内容を検討していく。18 世紀におけるアムステルダム銀行の決済機能の重要性を問う本稿の目的と関連して、本節を閉じるにあたって強調しておきたいことは、彼らが貿易取引を行うのと同時に貿易金融の主要な担い手であったということ、ホープ商会をはじめマーチャント・バンカーの多くがアムステルダムで台頭してきたのが 18 世紀以降であること、彼らマーチャント・バンカー

がアムステルダム銀行に口座を保有して手形代金の支払や受取をおこなっていたということである。

第2節 ホープ商会の決済内容

本節では、ホープ商会が金融業へと移行し、2人の従兄弟が経営に参加した1763年の後期の振替台帳の取引記録の中から、ホープ商会の全取引を抽出して検討をおこなう。史料の性質上、決済される手形の振出原因は不明だが、金融業務が中心であると考えられる⁵³⁾。

表 3-2 口座保有者の支払件数（1763 年後期）

口座保有者	支払件数
Hope & Co.	2069
George Clifford & Zoonen	1925
Andries Pels & Zoonen	1342
Oost Ind. Comp. Amsterdam	1344
Charles & Theodore Cazenove	1248
Horneca, Hogguer & Co.	902
Vernede & Co.	833

出所) De Jong-Keesing (1939), p.120. および Stadsarchief Amsterdam, 5077 Archief van de Wisselbank, Grootboek, 443, 444, 445 より作成。

ホープ商会の取引件数と決済額からは、彼らがアムステルダム銀行でおこなった取引の頻度と規模を知ることができる。表 3-2 は、1763 年後期のアムステルダム銀行における支払件数の上位 7 社である。当該期間で最も多くの支払件数を記録しているのがホープ商会であり、全口座保有者のなかで唯一 2000 件を超える（2069 件）。ホープ商会に続くのがクリフォード商会、ペルス商会（Andries Pels & Zoonen）、オランダ東インド会社アムステルダム本社（Oost-Indische Compagnie Amsterdam）⁵⁴⁾、チャールズ&セオドア・カザノフ商会（Charles & Theodore Cazenove）であり、1000 件を超えるのはこの 4 社である。

表 3-3 を見てみよう。アムステルダム銀行におけるホープ商会の 1763 年後期の期末（1764 年 1 月）の残高は 95 万 4158 グルデン 17 スタイフェルである。これは、期間中の全受取額から全支払額を差し引いた最終残高であるため、この金額から期間中の決済総額を知ることはできない。では総額はどれほどの金額になるのか。支払 2069 件と受取 1765 件の全取引の金額をそれぞれ合計すると、支払額が 853 万 8137 グルデン 19 スタイフェル、

受取額が 949 万 2296 グルデンとなり、1 件当たりの平均額は支払が 4127 グルデン、受取が 5378 グルデンとなる。日別の平均を見ると、支払が 6 万 554 グルデン、受取が 6 万 7802 グルデンであった。取引数が増大する閉鎖期間明け直後を除けば支払額・受取額は概ね平均どおりの値であったが、ときには 1 日で 20 万グルデンを超える支払がおこなわれる場合もあった。

表 3-3 ホープ商会の取引総額と取引件数

		単位 (金額) : グルデン・バンコ	
		期首残高	722,580.000
支払総額	8,538,137.950	受取総額	9,492,296.800
支払件数	2069件	受取件数	1765件
1件平均	4,127	1件平均	5,378
1日平均(141日)	60,554	1日平均(140日)	67,802
		期末残高	954,158.850

出所) Stadsarchief Amsterdam, 5077 Archief van de Wisselbank, Grootboeken 443, '244' 1e deel, 01/07/1763-31/01/1764におけるホープ商会の取引記録が記載されているフォルオ各頁 (297,298,299,357,358,359,360,365,366,375,417,437,452,465,479,491,506,510,513,529,540,557,562,573,583,589,605,623,636,641,651,663,673,681,691,696,706,714) より作成。名義の綴りは同台帳の付属資料である Index op de grootboeken 901, '244' 01/07/1763-31/01/1764を参考にしたが、資料上「Soon (またはSoonen)」と表記されていた綴りは「Zoon (またはZoonen)」に統一した。金額は十進法に換算している。1グルデン (gulden) = 20スタイフェル (stuiver), 1スタイフェル = 16ペニンゲン (penningen) であるから、例えば1グルデン19スタイフェル8ペニンゲンは、1.975となる。

支払と受取のそれぞれ 850 万グルデンと 950 万グルデンという額はどれほどの規模に匹敵するものであろうか。1790 年のオランダの貨幣ストックは 2 億グルデンと推計されている⁵⁵⁾。これと比較すると、支払総額と受取総額はそれぞれ 4.25%と 4.75%に相当する。オランダの貨幣ストックの 4%に匹敵するという事は、ホープ商会は大規模な資金移動を振替銀行でおこなっていたことになる。

次に、ホープ商会がアムステルダム銀行で取引をおこなった相手を検出する。最初取引相手の数であるが、支払で 616、受取で 475 の相手と取引をおこなっていた (振替台帳における取引のなかには、判読困難などの理由で識別できない取引相手があるため、この数値からは 10 件前後の誤差が生じうる)。支払と受取の両方に登場する相手もいる。この時期における口座保有者は約 2200~2300 人であったと考えられる⁵⁶⁾。このため、ホープ

商会は銀行全体の約 20%~25%の口座保有者との間で取引をおこなっていたことになる。

各相手との取引回数を見ると、その取引頻度は相手によって異なっている。表 3-4 にはホープ商会が決済を行った相手を回数別に「1回~4回」、「5回~9回」、「10回以上」の3つのグループに分け、取引全体の中での割合を示している。取引を1~4回おこなった相手が支払では約 80%、受取では 75%である。5回~9回は 15~16%、10回以上取引が記録されている相手は支払が 8%、受取が 6%である。ホープ商会はアムステルダム銀行を通じて広範な相手との間で振替をおこなっていたが、その大半は半期に1回~4回程度のものであった。

表 3-4 決済相手の取引回数別の比率

	1回~4回	5回~9回	10回以上
支払	79%	15%	6%
受取	75%	16%	9%

出所) 表 3-3に同じ。

表 3-5 ホープ商会の取引相手

単位) グルデン・バンク					
支払先	件数	支払額 (合計)	受取元	件数	受取額 (合計)
Abraham van Notten & Zoon	39	505,326.675	Philip Salomons	39	628,892.925
George Clifford & Zoonen	36	223,930.625	Charles & Theodore Cazenove	30	290,188.975
Muilman & Zoon	23	201,634.600	George Clifford & Zoonen	54	250,979.700
Charles & Theodore Cazenove	34	172,293.925	Horneca Hogguer & Co.	36	181,062.150
Andries Pels & Zoonen	47	160,829.575	Raymond Theodoor de Smith	15	178,700.450
Cornelis van der Oudermeulen & Zoonen	25	140,626.125	Cornelis van der Oudermeulen & Zoonen	16	160,025.675
William van Brieman & Zoonen	17	131,879.875	Gerit Blaauw	15	156,894.650
Vernede & Comp.	18	87,165.500	Doornik & Brand	10	139,721.125
Jan Ackerman & Zoon	11	73,209.225	Andries Pels & Zoonen	28	135,651.475
Pye Rich Wilkinson	11	73,103.075	Salomon & David Levy	15	122,539.325
Raymond Theodoor de Smith	10	70,211.250	Israel Levy Fles & van Offen	16	121,323.550
Oost Ind. Comp. Amsterdam	12	69,383.700	Elias Samuel Levy	19	113,721.925
van Hemers Muylman & Bearlman	14	65,665.825	Pye Rich Wilkinson	18	103,318.425
Joachim Moses	11	61,704.325	Benjamin Isaac de Jongh	12	101,984.050
Barth van der Santheuvel & Zoon	20	61,086.250	Henrico Cocca & Zoon	14	97,381.225
Johannes Steenweg & Zoon	19	60,007.250	Hendrik van Couwenhoven	10	90,520.000
Hendrik van Couwenhoven	10	58,565.575	Borchers Meijssenheim	11	81,269.175
Salomon & David Levy	12	57,733.775	Harman van de Poll	13	71,550.400
Scherenberg & d'Orville	17	56,787.175	Henrik Hooft Daniels	12	67,738.585
Horneca Hogguer & Co.	22	55,374.700	Abraham de Raphael Mendes da Costa & Co.	11	67,071.150
Gerard Theodoor & Daniel Marck	12	48,813.700	Moses Philip	10	62,657.825
J.A Crop J. May & Co.	11	47,014.550	Hendrik de Guliker	19	61,112.675
Abraham Beck & Zoon	18	44,029.725	Joannes van der Hooght	22	58,577.125
Isaac Flament	10	42,374.775	Muilman & Zoon	16	55,295.675
Hendrik Baltharan van Aalst	11	40,118.875	Beny & Jan Symons & Zoonen	12	52,626.800
Jacob Schues	12	38,990.400	Gerard Theodoor & Daniel Marck	15	51,912.150
Christ Ernst Wackernagel	15	28,858.200	Barth van der Santheuvel & Zoon	13	46,529.675
Abraham van Pembrock	16	27,153.950	Jacob van Thiel	24	44,639.100
Goddars Cappel & Zoonen	10	27,146.625	Vander Vliet & Markon	13	43,472.200
Cesare Sarde & Co.	15	25,815.575	van Hemers Muylman & Bearlman	10	42,730.175

出所) 表 3-3に同じ。

表 3-6 ホープ商会と他の口座保有者 3 社との取引の推移 (1763 年 7 月 29 日～1764 年 1 月 14 日)

単位) グルデン・バンコ

Andries Pels & Zoonen		George Clifford & Zoonen		Charles & Theodore Cazenove							
支払	受取	支払	受取	支払	受取						
7月29日	53.750	7月29日	514.250	7月29日	2958.500	7月29日	637.050	7月29日	1770.000	7月30日	17300.000
7月30日	2837.500	8月8日	1425.000	8月8日	1625.775	7月29日	1391.350	8月11日	1800.000	8月15日	1977.225
8月1日	5000.000	8月15日	1150.000	9月2日	26906.250	7月29日	3600.000	8月17日	1193.750	8月18日	58704.975
8月4日	26.250	8月17日	666.675	9月5日	2107.450	7月29日	4116.000	9月5日	1700.000	8月26日	2862.700
8月13日	551.450	8月24日	4743.500	9月5日	1203.000	7月30日	8518.500	9月5日	600.000	8月27日	4146.800
8月25日	16920.000	8月29日	12266.350	9月7日	5262.500	8月2日	2583.350	9月22日	1200.000	8月29日	10561.875
8月27日	10450.000	9月12日	500.000	9月29日	950.000	8月3日	2625.000	9月23日	3300.000	8月30日	5284.950
8月30日	6738.425	9月13日	4000.000	9月29日	6180.000	8月15日	6450.000	9月24日	1168.875	9月7日	673.800
9月3日	3187.500	9月22日	2624.750	9月30日	3871.500	8月16日	10119.000	9月26日	3000.000	9月8日	600.000
9月5日	2100.000	9月22日	2662.500	10月3日	1187.500	8月18日	1800.000	9月29日	2100.000	9月12日	10500.000
9月6日	5287.500	9月28日	1026.000	10月5日	51500.000	8月18日	3411.000	9月30日	2000.000	9月23日	3574.000
9月14日	525.250	9月30日	660.000	10月6日	5139.700	8月20日	2270.400	10月8日	21216.675	9月26日	1540.000
9月16日	546.650	10月6日	2960.900	10月10日	7385.000	8月22日	1200.000	10月12日	1804.675	10月13日	4583.325
9月22日	2892.000	10月11日	2731.250	10月19日	3750.000	8月24日	461.950	10月12日	1203.125	10月13日	928.750
9月23日	3662.950	10月22日	3401.250	10月19日	20781.950	8月24日	6460.650	10月15日	1187.500	10月22日	500.000
9月26日	3474.400	11月2日	2500.000	10月20日	1254.000	8月24日	5906.250	10月31日	5170.000	10月24日	4075.300
9月27日	1500.000	11月4日	13198.300	10月24日	11100.000	8月29日	2603.200	11月1日	1250.000	10月27日	40585.425
9月28日	2200.000	11月14日	15712.500	10月26日	14345.625	8月29日	3000.000	11月1日	9325.000	11月1日	17642.875
9月29日	1747.750	12月1日	32538.000	10月29日	1063.125	8月29日	4860.000	11月5日	2420.150	11月9日	14984.375
9月29日	1838.250	12月3日	588.775	11月1日	2280.000	9月5日	3397.500	11月8日	4650.000	11月14日	5533.125
9月29日	354.400	12月6日	1980.000	11月9日	600.000	9月5日	1750.900	11月10日	14062.500	11月16日	29760.000
10月3日	1187.500	12月9日	1200.000	11月10日	2260.050	9月5日	6917.550	11月11日	2024.000	11月17日	1500.000
10月5日	8123.500	12月10日	1288.000	11月12日	1250.000	9月8日	2125.000	11月15日	11718.750	11月24日	25440.000
10月8日	1785.000	12月20日	3920.000	11月16日	2393.750	9月12日	1082.800	11月18日	1250.000	12月6日	9539.475
10月10日	3334.000	12月21日	2160.000	11月22日	8232.900	9月12日	619.500	11月18日	2243.950	12月15日	3400.000
10月11日	1453.000	12月27日	17808.750	11月24日	6818.150	9月22日	3693.750	11月22日	7848.100	12月24日	2050.000
10月13日	565.550	12月28日	500.000	12月3日	196.000	9月22日	1500.000	12月2日	9994.200	12月27日	3000.000
10月26日	3600.000	12月28日	924.725	12月6日	7087.500	9月23日	7914.000	12月5日	2250.000	12月29日	4240.000
10月29日	4300.000			12月9日	2640.000	10月3日	2631.250	12月8日	42525.000	1月13日	700.000
10月31日	5212.500			12月12日	654.150	10月4日	2110.000	12月29日	2179.625	1月13日	4000.000
11月25日	1162.500			12月17日	1000.000	10月5日	2500.000	1月2日	500.000		
11月14日	413.675			1月7日	1455.000	10月5日	4725.000	1月5日	4810.750		
11月18日	1518.125			1月10日	1900.000	10月6日	3600.000	1月5日	750.000		
11月23日	1075.000			1月11日	1984.500	10月6日	7700.000	1月6日	2077.300		
12月6日	5265.000			1月13日	1455.000	10月12日	1692.000				
12月8日	6316.625			1月14日	13151.750	10月27日	7221.250				
12月9日	1800.000					11月7日	1415.625				
12月9日	1800.000					11月9日	126.925				
12月12日	3943.700					11月17日	18750.000				
12月16日	4000.000					11月21日	52500.000				
12月22日	2100.000					11月24日	580.275				
12月28日	6449.625					11月28日	9541.325				
12月31日	3700.000					12月5日	5100.000				
1月4日	5197.500					12月12日	4068.750				
1月5日	2190.000					12月22日	1763.300				
1月11日	1842.750					12月27日	705.000				
1月13日	10600.000					12月27日	720.000				
						12月29日	3045.000				
						1月2日	5300.000				
						1月9日	4200.000				
						1月11日	1200.000				
						1月13日	69.300				
						1月13日	8000.000				
						1月14日	700.000				
平均(47件)	3421.906	平均(28件)	4844.696	平均(36件)	6220.295	平均(54件)	4647.772	平均(34件)	5067.468	平均(30件)	9672.966

出所) 表3-3に同じ。

註) 「支払」「受取」はホープ商会から表記の口座保有者への移動を意味する。したがって、口座保有者からみれば「支払」はホープ商会からの受取を意味する。

ホープ商会は特にクリフォード商会、ペルス商会、カザノフ商会の 3 社と継続的に取引をおこなっていた。表 3-5 は、ホープ商会と取引をおこなった相手のなかで、金額ベースで上位 30 社を挙げたものである。取引相手には、クリフォード商会、ペルス商会、コーネリス・ファン・デア・アウデルメーレン商会 (Cornelis van der Oudermeulen & Zoonen)、オギュエ商会、マイルマン商会 (Muilman & Zoon)、ド・スメス商会、オランダ東インド

会社アムステルダム本社などが含まれている。支払額の最多はアブラハム・ファン・ノッテン商会 (Abraham van Notten & Zoon) への 50 万 5326 グルデン、受取額の最多はフィリップ・サロモンズ (Philip Salomons) からの 62 万 8892 グルデンである。しかし、ファン・ノッテン商会とサロモンズは反対側では上位の 30 に入らない。表 3-5 では、ホープ商会と支払先と受取元の両方で取引を確認できる相手は約半数であり、支払と受取の両方で 20 回以上の決済を記録した相手は、クリフォード商会、ペルス商会、カザノフ商会の 3 社のみである。

ホープ商会はこの 3 社とはほぼ毎週の頻度で取引をおこなっている。表 3-6 はこの 3 社と半期間におこなった全取引を示したものである。1763 年後期において、アムステルダム銀行の台帳で確認できるホープ商会の取引は 23 週間であるから、表 3-6 の日付から見て取れるようにこの 3 社とはほぼ毎週のペースで取引が維持されていたことになる。特にペルス商会とクリフォード商会との間で取引が頻繁におこなわれている。取引回数でみると、クリフォード商会から 54 回の受取があり、ペルス商会には 47 回の支払をおこなっており、均せば週 2 回のペースである。金額でみると、取引回数の少なさからカザノフからの平均受取額がやや高いもの、それぞれの平均は 3000 から 5000 グルデンの間にある。ホープ商会の、大半の相手との取引が半期 1~4 回のペースであったことを思えば、クリフォード商会やペルス商会との間では比較的頻繁に資金の移転がおこなわれていたことがわかる。

以上のようなホープ商会の決済内容を踏まえて、次節ではアムステルダム市場における振替銀行の位置について考察をおこないたい。

第 3 節 アムステルダム市場における振替銀行の位置

伝統的な研究が金融制度の発達において重要視したのは銀行による信用供与機能の展開であった。このため、手形割引や銀行券発行などの業務はおこなわなかったアムステルダム銀行は研究史上重要視されてこなかったのである。このような把握は、アムステルダム金融市場における振替銀行の位置付けにも表れている。

van der Wee (1977) は、18 世紀アムステルダムが国際金融市場としての位置を維持しえた要因はマーチャント・バンカー等の私営金融業者の業務にある。それは確かに一因であると考えられるが、アムステルダム銀行とマーチャント・バンカーの業務との関係までは捉えられていない。先述のように、彼は 17 世紀末以降の振替銀行の業務の比重は貴金属取引にあると考えていた。「アムステルダム銀行は 13 世紀イタリアで導入された金融技術

の長期的発展の終着点にすぎない（傍点引用者）」との見解は、信用業務の拡大を重要視して決済を中心におこなう機関を「古い金融業務」と看做す認識が反映されている⁵⁷⁾。

しかし、当時の国際金融センターであったアムステルダムにおいてマーチャント・バンカーの業務は振替銀行と無関係ではない。マーチャント・バンカーがおこなった引受金融は、振出人に対して自分（マーチャント・バンカー）宛に手形を振り出すことを認めることであり、アムステルダム宛てに送られた手形は振替銀行口座を通じて決済される。つまり、アムステルダム銀行における預金は彼らの支払準備金として機能していたと考えられるのである。

前節で検討したホープ商会の決済内容からは、彼らがアムステルダム銀行を通じて頻繁に多額の資金を移動させていたことが明らかになった。ホープ商会は口座保有者が全体の約 25%という広範な相手と取引をおこない、ペルス商会やクリフォード商会との間では毎週と言ってよいほど頻繁な資金の移転をおこなった。ホープ商会の半期間における決済額の合計は、オランダの貨幣ストックの 4.5%前後に匹敵する規模であった。資金移動の具体的な内容は不明だが、彼らの事業の性質を考慮すれば金融業務に関わるものが中心であったと考えられる。つまり、ホープ商会などのマーチャント・バンカーの金融業務は振替銀行と結ばれていたのである。為替手形は送金手段であるのと同時に信用の手段でもあったので、アムステルダム銀行は単に振替の機関ではなく信用と結びついていたとも捉えられる。マーチャント・バンカーの引受金融はアムステルダム銀行という機関が存在していたからこそ可能になったものと考えて差し支えないであろう。

注

44) van der Wee (1977), pp.335-47.

45) Buist (1974), pp.4-7.

46) Buist (1974), p.5.

47) Buist (1974), pp.8-9.

48) Buist (1974), pp.9-10.

49) Buist (1974), pp.10-2.

50) de Jong-Keesing (1937) は 1763 年 3 月以降の状況を次のように述べている。「3 月、商人の書簡 (koopmansbrieven) は平和によって取引がすぐに『好ましく』なるだろうとの予測に溢れた (中略) 5 月、人々は自分たちがドイツの経済回復に依存しており、それは思ったよ

りも長くかかるだろうと考えていた。6月、商品価格の下落、商品の売れ残りの知らせが溢れ、経営状況が悪化し、資金が不足した」(p. 88)。

51) 1763年危機を考察したものとしては de Jong-Keesing (1939) の他, Mansvelt (1922), van Dillen (1922), 宮田 (1987), Schnabel and Shin (2004) が挙げられる。

52) Schnabel and Shin (2004), p.962.

53) de Vries and van der Woude (1997), p.140. 大西・杉浦訳 128 頁。

54) 東インド会社は、アムステルダム本社と 5 つの支社 (ロッテルダム, デルフト, エンクハイゼン, ミデルブルク, ホールン) がそれぞれアムステルダム銀行に口座を持っていた。1763 年後期においても、ホープ商会はオランダ東インド会社アムステルダム本社との間でおこなわれた取引が確認できる。本研究で確認する限り、1763 年後期では 12 件、69,383 グルデン 14 スタイフェルがホープ商会から東インド会社アムステルダム本店へ支払われている (表 3-5 を参照)。一方でこの時期に東インド会社からホープ商会への資金移動で確認できるのは 1 件 (4093 グルデン 16 スタイフェル) のみである (Stadarchief Amsterdam, 5077 Achief van de Wisselbnak, 443, folio.663)。

55) de Vries and van der Woude (1997), p.90. 大西・杉浦訳 80 頁。

56) van Dillen (1925), p.985.

57) van der Wee (1977), pp.346-7.

おわりに

1763年危機の10年後に生じた1773年危機、およびオランダのフランスへの併合という事態によってアムステルダム銀行の勘定保有者は大きく減少した。19世紀初頭、再び独立を果たしたオランダにはネーデルラント銀行が設立されたことにより、18世末に事実上その役割を終えていたアムステルダム銀行は1820年に閉鎖される。それまで約200年間存続したアムステルダム銀行の意義とは何だったのだろうか。最後に、これまでの検討内容を振り返って17・18世紀におけるバンク・マネーを用いた決済システムの意義を確認したい。

その意義は、第1に観念的な価値尺度である「イマジナリー・マネー」を支払手段として用いる機構の創出であったということである。アムステルダム銀行が設立されたことによって商人は金属製コインを用いず帳簿の振替で決済をおこなうことが可能になったが、それは単に現金を持ち運んだり数えたりする煩わしさから解放されたという次元の意義に留まるものではない。現金を用いない決済の実現とは即ち、価値尺度である計算貨幣のみで決済をおこなえる仕組みが実現したということである。

18世紀以前のヨーロッパには支払手段としての貨幣「リアル・マネー」と、価値尺度としての貨幣「イマジナリー・マネー」という2つの「貨幣」が並存していた。支払手段として金属貨幣として用いられていたことは事実であるが、金属が「貨幣」として機能しえるのは計算貨幣によってその価格が決定されているためである。アムステルダム銀行は、持ち込まれる金属貨幣に対して流通とは異なる値の公定レートを用いることで「グルデン・バンク」建ての預金に換算していた。つまり、この「レート」がイマジナリー・マネーなのである。そしてバンク・マネーは小切手や為替手形の利用によって支払手段として機能するのである。このバンク・マネーが17世紀以降直接現金化できない「貨幣」となっていたことは、帳簿振替で決済が完了するのであれば現金化の必要はなかったことを示唆している。

もちろん預金振替による決済はアムステルダム銀行の設立によって初めて実現されたわけではない。地中海商業の中心都市であったヴェネツィア、ジェノヴァ、バルセロナにはすでに振替銀行が設立され「バンク・マネー」による決済がおこなわれていた。定期的な開催されるリヨンやシャンパーニュ等の決済大市においても計算貨幣によっておこなわれていたことも事実である。

とは言え、アムステルダム銀行と地中海沿岸の振替銀行や市における決済制度とを同一

視することはできない。アムステルダム銀行が身を置く貿易決済構造は17世紀以前と以後では異なるものであった。委託取引や引受金融は16世紀以前からおこなわれていたことであるが、17世紀中葉以降は手形の振出根拠に変容が生じるのである。

そこで指摘したい第2の意義は、バンク・マネーがマーチャント・バンカーの支払準備金としての性格を持っており彼らの事業と密接に結びついていたということである。18世紀アムステルダムのマーチャント・バンカーにとって引受金融は業務の一部であった。18世紀は引受行為そのものが手形の振出根拠となっており、為替手形は金銭授受契約に捉われることなく振り出されていた。彼らが引き受ける為替手形はアムステルダム払いであり、一定額以上の額の為替手形の決済は振替銀行でおこなわれることになる。

アムステルダムで手形の支払や受取をおこなう者が振替銀行に口座を保有するのは、当局によって銀行での決済を半ば強制されているということ以上に、アムステルダム銀行を利用することの便益が大きかったためであると考えられる。勘定保有者数の増大は口座振替による決済の便益を高めたであろうし、振替銀行は債権者が債務者による債務不履行に遭遇する危険性を減ずる効果を備えていた点も指摘される。貿易金融業務をおこなうアムステルダムの主要マーチャント・バンカーは振替銀行を通じて相互に資金の決済をおこなっていた。バンク・マネーは国際間で共通の価値尺度であり、金属価値の影響を排して決済がおこなうことが可能だったのである。

第3の意義として指摘したいのは、アムステルダム銀行バンク・マネーが国際通貨としての性格を備えていたということである。特筆すべきは、特定の国民通貨が国際決済に用いられたのではなく、それが銀行独自の計算貨幣によって、単一機関内に設けられた預金勘定を通じておこなわれたということである。アムステルダムのマーチャント・バンカーは、自身がかかわる貿易のみならず第3国間貿易に対しても引受金融を供与していた。オランダが直接関与しない貿易であっても、手形はアムステルダムに宛てて振り出されたのである。マーチャント・バンカーの引受金融によって世界的に発生する債権債務がアムステルダムに集約され、彼らの取引はアムステルダム銀行の振替台帳上で、実物の金属貨幣とは直接結びつかない帳簿通貨で決済されていた。この金属との関係が断たれるという性格によって、バンク・マネーは外国為替における基準としての役割をも果たしていたのである。つまり、17世紀中葉から形成され始め18世紀にわたって機能したアムステルダムを軸とした国際決済は、アムステルダム銀行とマーチャント・バンカーの引受金融の組み合わせ、すなわちバンク・マネーによる振替決済と結びついた信用機構の枠組みのなかで遂

行されていたのである。

貨幣の本質を金属に求め、掛けの売買に基づく国内商業信用の展開に金融制度の「近代性」を見る理解が、外国為替決済を中心におこなう振替銀行制度の意義を見失わせてきた。しかし、経済活動において債権債務関係を表徴する為替手形が確実に決済されることは重大な関心事である。17・18世紀のアムステルダムにおいて貨幣価値の安定性や決済の確実性の高めたのが振替銀行であった。オランダのマーチャント・バンカーの引受によって、信用の手段としてアムステルダム宛に振り出される為替手形は、最終的には彼らが口座を置く振替銀行の、金属との関係を断つ観念的なバンク・マネーで「決済」されたのである。

最後に、本研究に残される課題を述べて論を閉じることにしたい。本稿には更に検討されるべき多くの課題が残されているが、ここでは次の3点を挙げたい。第1にはアムステルダム銀行で決済される手形の振出根拠を明らかにすること、第2に市当局による振替銀行の運営実態を解明すること、そして第3に17・18世紀の貨幣制度を踏まえ19世紀以降における貨幣制度を再検討することである。

第1の課題について。本稿ではアムステルダム銀行の意義を、勘定保有者の性格を踏まえて検討する必要があると指摘した。そして、17世紀～18世紀にかけて台頭してきた引受金融を営むマーチャント・バンカーが振替銀行におく預金で決済をおこなっていた構造を整理した。そして振替銀行の台帳を分析することで決済額等の規模から見てもアムステルダム銀行の決済機能の比重は18世紀以降に高まっていることを明らかにした。しかし、銀行内で生じた決済額やその頻度を掴むことはできても、決済される手形がどのような根拠に基づいて発生しているものなのかを把握することはできていない。アムステルダム銀行の決済制度上の位置をよりの確に把握するためには、マーチャント・バンカー側の史料を用いた接近が必要になるであろう。

第2の課題について。本稿ではアムステルダム銀行の決済機能を再検討することを目的として、この銀行の置かれた構造や取引規模の実態を明らかにしてきた。決済に関して振替銀行は受動的な立場にあるが全く受け身であったわけではない。というのも、振替銀行を運営する市当局は金属貨幣の流出入に応じて公定レート（すなわちアジオ）の調整をおこなっていたからである。これは振替銀行が市当局による政策遂行のための手段であったことを意味するものであるが、本稿ではその領域に踏み込んでの検討をおこなうことができなかった。公定レートの改定は「鑄貨令」によって実施される。この条令の内容を検討すればその時々々の経済状況に対する運営側の認識、およびアムステルダム銀行が当局による

政策遂行手段であった側面を照らし出すことになると考えられる。

第 3 の課題について。本稿で見てきた「リアル・マネー」と「イマジナリー・マネー」という 2 つの貨幣が並存するという制度は 9 世紀～フランス革命期にヨーロッパで拡大した。そして 19 世紀にイギリスが正式に金本位制を採用して以降、各国がそれに続き導入した金本位制は世界的に拡大するに至った。しかし、20 世紀中葉には金本位制の放棄が相次ぐ。近代特有の制度と見られた金本位制度は比較的短命であったと言えよう。楊枝は次のように述べる。「金本位制とは、貨幣が金であるといったことではなく、外国為替取引や大額の卸売り決済での決済手段であった信用貨幣（バンク・マネーや紙券通貨）に深く結びついたイマジナリー・マネーの計算単位でもって、通貨の通用価格の価値を固定し、信用貨幣と貨幣金属の一定重量との転換を保証することで、各国の諸通貨間の価値関係が金の重量を媒介にして結びつけられた、極めて歴史的な人為的な制度であった」⁵⁸⁾。

これはアムステルダム銀行が旧態依然とした制度であったという認識に更なる反省を迫るものである。通説的な金本位制理解が「神話」でしかなかったことは数々の歴史的事実が教えてくれている。にもかかわらず、貨幣は金であるとの認識は根強く、金本位制下のみならず金本位停止以降そして金本位成立以前の貨幣制度に対する理解を規定してきた。金本位制が「極めて歴史的な人為的な制度」であったならば、決済の視点から 19 世紀以降の貨幣制度を再検討していく必要があるだろう。

注

58) 楊枝 (2012), 178 頁。

参考文献

資料

(一次史料)

アムステルダム市立文書館 (Stadsarchief Amsterdam) 所蔵

“5077 Achief van de Wisselbank”

○Grootboeken

- ・ 239: '159' 1e deel, 01/01/1721-31/07/1721
- ・ 240: '159' 2e deel, 01/01/1721-31/07/1721
- ・ 241: '159' 3e deel, 01/01/1721-31/07/1721
- ・ 242: '160' 1e deel, 01/07/1721-31/01/1722
- ・ 243: '160' 2e deel, 01/07/1721-31/01/1722
- ・ 244: '160' 3e deel, 01/07/1721-31/01/1722
- ・ 443: '244' 1e deel, 01/07/1763-31/01/1764
- ・ 444: '244' 2e deel, 01/07/1763-31/01/1764
- ・ 445: '244' 3e deel, 01/07/1763-31/01/1764

○Index op de grootboeken

- ・ 901: '244', 01/07/1763-31/01/1764

○Grootboek van de speciekamer

- ・ 1365: 1721

(刊行資料)

Posthumus, N.W. (1943) , *Nederlandsche Prijsgeschiedenis*, Leiden.

van Dillen, J.G. (1925) , *Bronnen tot de Geschiedenis der Wisselbanken : Amsterdam, Middelburg, Delft, Rotterdam, 's-Gravehage*.

文献

大塚久雄 (1969a) 「信用関係の展開」, 『大塚久雄著作集 (第 5 卷)』岩波書店, 所収 (初版 :

- 大塚久雄編『資本主義の成立』河出書房，1953年，所収）。
- （1969b）「〔書評〕ファン・ディレン編『公立銀行史，付録・銀行史に関する文献』」，『大塚久雄著作集（第5巻）』岩波書店，所収。
- 石坂昭雄（1971）『オランダ型貿易国家の経済構造』未来社。
- 泉谷勝美（1980）『複式簿記生成史論』森山書店。
- 岩野茂道（1984）『金・ドル・ユーロダラー——世界ドル本位制の構造』文眞堂。
- 植村博恭・磯谷明德・海老塚明（2007）『社会経済システムの制度分析——マルクスとケインズを超えて（新版）』名古屋大学出版会。
- 大黒俊二（2006）『嘘と食欲——西欧中世の商業・商人観』名古屋大学出版会。
- 金井雄一（1989）『イングランド銀行金融政策の形成』名古屋大学出版会。
- （2010）「信用システムの生成と展開——経済活動と金融」，金井雄一・中西聡・福澤直樹編『世界経済の歴史——グローバル経済史入門』名古屋大学出版会，所収。
- 金谷貞男（1992）『貨幣経済学』（新経済学ライブラリ）新世社。
- 北村次一（1961）『初期資本主義の基本構造——ドイツ初期資本主義の研究』ミネルヴァ書房。
- 黒田明伸（2003）『貨幣システムの世界史——〈非対称性〉をよむ』岩波書店。
- 鎮目雅人（2008）「江戸期日本の決済システム——貨幣，信用，商人，両替商の機能を中心に」，『国民経済雑誌』第197巻第5号，51-72頁。
- 田中生夫（1966）『イギリス初期銀行史研究』日本評論社。
- 玉木俊明（2009）『近代ヨーロッパの誕生——オランダからイギリスへ』講談社選書メチエ。
- 徳永正二郎（1976）『為替と信用』新評論。
- （2003）「近世ヨーロッパにおける二つの『為替地図』——リヨンとアムステルダム：英ポンド体制に先行するヨーロッパ多角的為替決済システムの歴史的位罫」，『エコノミクス（九州産業大学）』第8巻第2号，65-103頁。
- 中谷俊介（2006）「アムステルダム銀行の預金と貿易取引（1610-1683年）」，『日蘭学会会誌』第31巻第1号，25-41頁。
- 名城邦夫（2006）「中世後期・近世初期西ヨーロッパにおける支払決済システムの成立——計算貨幣による市場統合」，『名古屋学院大学論集（社会科学編）』第43巻第1号，27-71頁。
- （2011）「17世紀前半西ヨーロッパにおけるニュルンベルク為替銀行の意義——ア

- ムステルダム為替銀行との比較を中心に」、『名古屋学院大学論集（社会科学編）』、第48巻第1号、1-51頁。
- 久光重平（1995）『西洋貨幣史（中巻）』国書刊行会。
- 松岡和人（2003）「17世紀初頭におけるアムステルダム金融市場の発展について」、『社会科学論集（愛知教育大学）』第40・41合併号、233-242頁。
- 宮田美智也（1987）「17・18世紀アムステルダムの金融市場の構造」、『金沢大学経済学部論集』第7巻第2号、41-85頁。
- 楊枝嗣朗（1982）『イギリス信用貨幣史研究』九州大学出版会。
- （2004）『近代初期イギリス金融革命——為替手形・多角的決済システム・商人資本』ミネルヴァ書房。
- （2007）「貨幣とは何か？—『歴史のなかの貨幣』序章—」『佐賀大学経済論集』第39巻第6号、1-39頁。
- （2012）『歴史の中の貨幣——貨幣とは何か』文眞堂。
- 渡辺佐平（1964）「信用制度と信用理論」、遊部久蔵ほか編『資本論講座（5）——利子・信用』青木書店、所収。
- Asser, W.D.H. (1987) , “Bills of Exchange and Agency in the 18th Century Law of Holland and Zeeland,” V. Piergiovanni (ed.) *The Courts and the Development of Commercial Law*, Berlin.
- Barbour, V. (1950) , *Capitalism in Amsterdam in the 17th Century*, Michigan.
- Buist, M.G. (1974) , *At Spes Non Fracta, Hope & Co. 1770-1815: Merchant Bankers and Diplomats at Work*, The Hague.
- Chapman, S. (1984) , *The Rise of Merchant Banking*, London and Boston (布目真生・荻原登訳『マーチャント・バンキングの興隆』有斐閣, 1987年) .
- Cipolla, C.M. (1963) , “Currency Depreciation in Medieval Europe,” *The Economic History Review*, New Series, Vol.15, No.3, pp.413-422.
- Colwell, S. (1859) , *The Ways and Means of Payment*, Philadelphia (reprinted in 1965, New York).
- Dehing, P. and M. 't Hart (1997) , “Linking the fortunes: currency and banking, 1550-1800,” M. 't Hart, J. Jonker and J.L. van Zanden (eds.) *A financial history of*

- The Netherlands*, Cambridge.
- de Jong-Keesing, E.E. (1939) , *De Economische Crisis van 1763 te Amsterdam*, Amsterdam.
- de Vries, J. and A. van der Woude (1997) , *The First Modern Economy: Success, Failure, and Perseverance of the Dutch Economy, 1500-1815*, Cambridge and New York
(大西吉之・杉浦未樹訳『最初の近代経済——オランダ経済の成功・失敗と持続力 1500-1815』名古屋大学出版会, 2009年) .
- Einaudi, L. (1937) , “The Medieval Practice of Managed Currency,” A.D. Gayer eds., *The Lessons of Monetary Experience: Essays in Honor of Irving Fisher*, New York.
- (1953) , “The theory of imaginary money from Charlemagne to the French Revolution,” F.C. Lane and J. C. Riemersma eds., *Enterprise and Secular Change*, London.
- Enno van Gelder, H. (1965) , *De Nederlandse munten*, Utrecht and Antwerp.
- Fantacci, L. (2005) , “Complementary currencies: a prospect on money from a retrospect on premodern practices,” *Financial History Review*, Vol.12, No.1, pp.43-61.
- Feavearyear, A.E. (1931) , *The Pound Sterling: A History of English money*, Oxford (一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳『ポンド・スターリング——イギリス貨幣史』新評論, 1984年).
- Gillard, L. (2004) , *La Banque d' Amsterdam et Le Florin Européen, au temps de la République néerlandaise (1610-1820)*, Paris.
- Heckscher, E.F. (1964) , “The Bank of Sweden: in its connection with the Bank of Amsterdam,” J.G. van Dillen (ed.) *History of the Principal Public Banks*, second edition, London (first edition in 1934, The Hague).
- Ingham, G. (2004) , “The Emergence of Capitalistic Credit Money,” L.R. Wray (ed.) *Credit and State Theories of Money: The Contributions of A. Mitchell Innes*, Cheltenham and Northampton.
- Keynes, J.M. (1950) , *A Treatise on Money: Volume 1, the Pure Theory of Money*, London
(小泉明・長澤惟恭訳『ケインズ全集第5巻——貨幣論1: 貨幣の純粹理論』東洋経済新報社, 1979年) .
- Knapp, G.F. (1924) , *The State Theory of Money*, London (reprinted in 1973, New

- Jersey).
- Korthals Altes, W.L. (2001) , *De Geschiedenis van de Gulden : van Pond Hollands tot Euro*, Amsterdam.
- Lane, F.C. and R.C. Mueller (1985) , *Money and Banking in Medieval and Renaissance Venice, vol.1: Coins and Moneys of Account*, Baltimore and London.
- Mansvelt, W. M. F. (1922) , “Het Amsterdamsche acceptbedrijf en creditwezen in de 18 eeuw,” *Tijdschrift voor Geschiedenis*, 37.
- McCusker, J. (1978) , *Money and Exchange in Europe and America 1600-1775: A Handbook*, London.
- Neal, L. (1990) , *The Rise of Financial Capitalism: International Capital Markets in the Age of Reason*, Cambridge.
- (2000) , “How it all began: the monetary and financial architecture of Europe during the first global capital markets, 1648-1815,” *Financial History Review*, No.7, Vol.2, pp.117-140.
- Neal, L. and S. Quinn (2001) , “Networks of information, markets, and institutions in the rise of London as a financial centre, 1660-1720,” *Financial History Review*, Vol.8, No.1, pp.7-26.
- Quinn, S. (1996) , “Gold, Silver, and the Glorious Revolution: Arbitrage between Bills of Exchange and Bullion,” *The Economic History Review*, New Series, Vol.49, No.3, pp.473-490.
- Quinn, S. and W. Roberds (2005) , “The Big Problem of Large Bills: The Bank of Amsterdam and the Origins of Central Banking,” *Federal Reserve Bank of Atlanta, Working Paper Series*, 2005-16.
- (2007) , “The Bank of Amsterdam and the Leap to Central Bank Money,” *The American Economic Review*, Vol.97, No.2, pp.262-265.
- (2009) , “An economic explanation of the early Bank of Amsterdam, debasement, bills of exchange and the emergence of the first central bank,” J. Atack and L. Neal (eds.) *The Origins and Development of Financial Markets and Institutions: From the Seventeenth Century to the Present*, Cambridge.
- Rogers, J.S. (1995) , *The Early History of the Law of Bills and Notes: A Study of the*

- Origins of Anglo-American Commercial Law*, Cambridge (川分圭子訳『イギリスにおける商事法の発展——手形が貨幣となるまで』弘文堂, 2012年) .
- Schnabel, I. and H. S. Shin (2004) , “Liquidity and Contagion: The Crisis of 1763,” *Journal of the European Economic Association*, Vol.2, No.6, pp.929-968.
- Sperling, J. (1962) , “The International Payments Mechanism in the Seventeenth and Eighteenth Centuries,” *The Economic History Review*, New Series, Vol. 14, No. 3, pp.446-468.
- Steuart, J. (1767) , *An inquiry into the principles of political oeconomy: being an essay on the science of domestic policy in free nations: in which are particularly considered population, agriculture, trade, industry, money, coin, interest, circulation, banks, exchange, public credit, and taxes*, Vol.1 and 2, London (J.ステュアート, 小林昇監訳, 竹本洋他訳『経済の原理——第3・第4・第5編』名古屋大学出版会, 1993年) .
- Supple, B.E. (1957) , “Currency and Commerce in the Early Seventeenth Century,” *The Economic History Review*, New Series, Vol.10, No.2, pp.239-255.
- Usher, A. P. (1934) , “The Origins of Banking: The Primitive Bank of Deposit, 1200-1600,” *The Economic History Review*, Vol.4, No.4, pp.399-428.
- (1943) , *The Early History of Deposit Banking in Mediterranean Europe*, volume I, Now York.
- van der Wee, H. (1977) , “Monetary, Credit and Banking Systems,” E.E. Rich and C.H. Wilson (eds.) *The Cambridge Economic History of Europe*, volume V, Cambridge.
- van Dillen, J.G. (1921) , “Een boek van Phoonsen over de Amsterdamsche Wisselbank,” *Economisch-Historisch jaarboek*, deel.7, 's-Gravenhage.
- (1922) , “De Beurscrisis te Amsterdam in 1763,” *Tijdschrift voor Geschiedenis*, 37.
- (1923) , “Amsterdam als wereldmarkt der edele metalen in de 17^{de} en 18^{de} eeuw,” *De Economist*, 's-Gravenhage.
- (1964) , “The Bank of Amsterdam,” J.G. van Dillen (ed.) *History of the Principal Public Banks*, second edition, London (first edition in 1934, The Hague).
- van Nieuwkerk, M. (2009) , *de Wisselbank: van stadspank tot bank van de wereld*,

Amsterdam (English version: *the Bank of Amsterdam: on the origins of central banking*, Amsterdam).

Wilson, C.H. (1939) , "The Economic Decline of the Netherlands," *The Economic History Review*, Vol.9. No.2, pp.111-127.

Wolters, W.G. (2008) , "Heavy and light money in the Netherlands Indies and the Dutch Republic: dilemmas of monetary management with unit of account systems," *Financial History Review*, Vol.15, No.1, pp.37-53.